## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年3月30日

【事業年度】 第86期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 旭硝子株式会社

【英訳名】 Asahi Glass Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 石村 和彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 東京(03)3218 - 5509

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 上田 敏裕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 東京(03)3218 - 5509

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第82期	第83期	第84期	第85期	第86期
決算年月		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
		12月	12月	12月	12月	12月
売上高	(百万円)	1,620,540	1,681,238	1,444,317	1,148,198	1,288,947
経常利益	(百万円)	134,498	187,878	109,756	87,207	226,806
当期純利益	(百万円)	44,997	69,634	39,178	19,985	123,184
純資産額	(百万円)	991,751	1,027,341	780,864	808,312	849,815
総資産額	(百万円)	2,149,546	2,108,089	1,832,846	1,781,875	1,764,038
1株当たり純資産額	(円)	776.26	813.28	625.51	646.53	692.59
1株当たり当期純利益	(円)	38.37	59.35	33.53	17.12	105.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	36.61	56.16	33.52	17.04	97.84
自己資本比率	(%)	42.36	45.28	39.85	42.36	45.82
自己資本利益率	(%)	5.10	7.47	4.65	2.69	15.76
株価収益率	(倍)	37.27	25.26	15.03	51.29	8.99
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	173,997	245,748	205,270	180,683	285,669
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	212,477	209,819	260,526	115,563	124,644
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	35,880	36,082	73,558	30,092	100,797
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	52,627	52,275	59,772	95,869	152,792
従業員数 〔 〕内は平均臨時 従業員数で外数	(名)	54,228 (6,952)	49,710 (5,934)	47,770 (4,888)	47,618 (5,556)	50,399 (5,055)

注 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2)提出会社の経営指標等

回次		第82期	第83期	第84期	第85期	第86期
決算年月		平成18年 12月	平成19年 12月	平成20年 12月	平成21年 12月	平成22年 12月
売上高	(百万円)	637,050	634,870	645,887	527,841	638,521
経常利益	(百万円)	73,607	83,023	56,392	31,162	136,583
当期純利益又は 当期純損失( )	(百万円)	31,807	52,863	2,827	42,174	73,495
資本金	(百万円)	90,480	90,859	90,873	90,873	90,873
発行済株式総数	(千株)	1,186,013	1,186,682	1,186,705	1,186,705	1,186,705
純資産額	(百万円)	628,680	641,320	535,438	487,360	532,896
総資産額	(百万円)	1,177,576	1,201,717	1,171,501	1,097,753	1,153,964
1株当たり純資産額	(円)	536.00	546.14	457.98	416.56	455.55
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	16.00 (8.00)	20.00 (10.00)	24.00 (12.00)	16.00 (8.00)	26.00 (12.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	27.12	45.06	2.42	36.12	62.96
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	-	42.85	2.42	-	58.38
自己資本比率	(%)	53.4	53.3	45.6	44.3	46.1
自己資本利益率	(%)	4.87	8.33	0.48	8.26	14.44
株価収益率	(倍)	-	33.27	208.26	-	15.07
配当性向	(%)	-	44.4	991.7	-	41.3
従業員数	(名)	5,856	5,840	6,110	6,330	6,275

- 注 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 第82期及び第85期は、1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益、株価収益率、配当性向は記載しておりません。
  - 3 第83期の1株当たり配当額20円は、創立100周年記念配当4円を含んでおります。

## 2【沿革】

2【沿单】	
年	沿革
明治40年(1907)	旭硝子株式会社創立
明治42年(1909)	尼崎工場(現関西工場)を設置し、日本で初めて板ガラスの工業生産を開始
大正3年(1914)	牧山工場(現北九州事業所)を設置
大正5年(1916)	ガラス溶解窯の構造材である耐火煉瓦の生産を開始し、セラミックス事業に参入
"	鶴見工場(現京浜工場)を設置
大正6年(1917)	ガラスの原料であるソーダ灰の製造を開始
昭和14年(1939)	伊保工場(現高砂工場)を設置
昭和19年(1944)	日本化成工業株式会社と合併し、三菱化成工業株式会社と改称
昭和25年(1950)	   企業再建整備法により三菱化成工業株式会社が3分割される。当社は旭硝子株式会社の旧名に復し
,	て設立され、再発足。株式を上場。
昭和29年(1954)	ブラウン管用ガラスの生産を開始
昭和31年(1956)	自動車ガラスの生産を開始
"	インドでのガラス生産を開始し、日本の民間企業としていち早くインドに進出
昭和34年(1959)	- イントでのカンス工産を開始の、日本の民間正案としている中、イントに返出 - 千葉工場を設置
昭和39年(1964)	フッ素化学品の生産を開始
明和39年(1904)	フッ素に子品の主産を開始   タイ旭硝子社(現AGCフラットガラス・タイランド社)を設立し、タイに進出
昭和40年(1965)	羽沢研究所(現中央研究所)を設置
// /// // // // // // // // // // // //	タイ旭苛性曹達社(現AGCケミカルズタイランド社)を設立し、アジアでの化学品生産を開始
昭和45年(1970)	愛知工場を設置
昭和47年(1972)	相模事業所(現相模工場)を設置
"	アサヒマス板硝子社を設立し、インドネシアに進出
昭和49年(1974)	に 一般島工場を設置
"	タイ安全硝子社(現AGCオートモーティブ・タイランド社)を設立し、アジアでの自動車ガラス
	生産を開始
昭和56年(1981)	ベルギーのグラバーベル社(現AGCガラス・ヨーロッパ社)を買収、欧州に進出
昭和60年(1985)	APテクノグラス社(現AGCフラットガラス・ノースアメリカ社の自動車ガラス部門)を設立
	し、米国での自動車ガラス生産を開始
"	合成石英ガラスの生産を開始
昭和63年(1988)	米国の板ガラス製造会社であるAFGインダストリーズ社(現AGCフラットガラス・ノースア
	メリカ社)に資本参加し、同国での板ガラス生産を開始
平成3年(1991)	ベルギーのスプリンテックス社(現AGCオートモーティブ・ヨーロッパ社)へ資本参加、欧州で
	の自動車ガラス生産を開始
"	チェコのグラブユニオン社(現AGCフラットガラス・チェコ社)に資本参加し、 同国へ進出
平成4年(1992)	中国に大連フロート硝子社(現旭硝子特種玻璃(大連)有限公司)を設立し、同国での板ガラス生
	産を開始
"	旭硝子ファインテクノ株式会社(現AGCディスプレイグラス米沢株式会社)で液晶用透明電導
	膜付きガラス基板の生産を開始
平成7年(1995)	TFT液晶ガラス基板用無アルカリガラスの生産を開始
"	   中国に秦皇島海燕安全玻璃有限公司(現旭硝子汽車玻璃(中国)有限公司)を設立し、同国での自
	- - 動車ガラス生産を開始
平成8年(1996)	プラズマディスプレイパネル(PDP)用ガラス基板の生産を開始
平成 9 年(1997)	ロシアのボー・グラス・ワークス社(現AGCボーグラスワークス社)に資本参加し、ロシアに進
' ' ' '	出
平成11年(1999)	¨   英国ICI社のフッ素樹脂事業(現AGCケミカルズ・ヨーロッパ社)を買収し、欧州でのフッ素
1,720.1.1 (1000)	大台工と工程のプラ家園語学業(現代さとアミカルス・コーロッパにアと異なる、欧州とのアラ家   化学品の生産を開始
平成12年(2000)	│ 尚字品の主産を開始 │ 台湾に旭硝子ファインテクノ台湾社(AGCディスプレイグラス台湾社)を設立し、台湾でのTF
1 13% 12 (2000)	日湾に他明   ファインテップ日湾社(ハロビティスプレイプンス日湾社)を設立し、日湾との「I   T液晶用ガラス基板の生産を開始
平成14年(2002)	「液晶用ガラス基板の主産を用炉   カンパニー制を導入、グローバルー体経営体制に移行
T/JX 144 (2002)	カンハー「叩で等八、フローハル

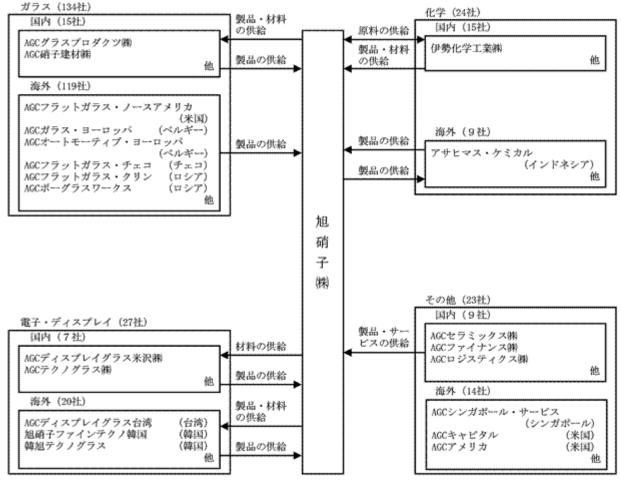
年	沿革
平成15年(2003)	韓旭テクノグラス社にて、韓国でのPDP用ガラス基板の生産を開始
平成16年(2004)	A G C オートモーティブ・ハンガリー社を設立し、ハンガリーでの自動車ガラス生産を開始
"	旭硝子ファインテクノ韓国社を設立し、韓国でのTFT液晶用ガラス基板の生産を開始
平成19年(2007)	グループブランドを A G C に統一
"	旭ファイバーグラス株式会社の全株式を譲渡し、ガラス繊維事業から撤退
平成20年(2008)	オプトレックス株式会社の当社が保有する全株式を譲渡し、液晶表示装置事業から撤退
平成21年(2009)	北九州工場から自動車ガラス事業を撤退
平成22年(2010)	中国にTFT液晶用ガラス基板の生産拠点として、旭硝子顕示玻璃(昆山)有限公司を設立
"	韓国電気硝子社でのブラウン管用ガラス生産を停止し、同事業から撤退

## 3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社215社及び関連会社45社により構成され、その主な事業内容は次のとおりです。なお、以下の区分と事業の種類別セグメント情報における事業区分とは、同一です。

セグメ	ント区分	主 要 営 業 品 目 等				
		フロート板ガラス、型板ガラス、網入り磨板ガラス、熱線吸収ガラス、				
	板ガラス	熱線反射ガラス、建築用加工ガラス(複層ガラス、防犯ガラス、				
   ガラス事業		防火ガラス等)、産業用加工ガラス、太陽電池用ガラス等				
ーカノ人争未 	自動車ガラス	自動車用フロート板ガラス、自動車用強化ガラス、				
	日割半カノス	自動車用合わせガラス等				
	その他ガラス	照明用製品、工業用製品等				
	ディスプレイ	液晶用ガラス基板、PDP用ガラス基板等				
電子・		ディスプレイ用光学フィルター、光学薄膜製品、				
ディスプレイ事業	電子部材	オプトエレクトロニクス用部材、合成石英製品、				
		ガラスフリット・ペースト、半導体製造装置用部材等				
	クロールアルカリ・	   塩化ビニールモノマー、苛性ソーダ、ウレタン原料、ガス、溶剤等				
   化学事業	ウレタン	塩化に二 がとうく 、可任ラーラ、フレラン原料、ガス、沿利寺				
10子学表	フッ素化学・	フッ素樹脂、撥水撥油剤、電池材料、ヨウ素製品等				
スペシャリティ		フラ奈岡旭(1坂小)坂川川(电池内科(コラ系表面守				
その他の事業		セラミックス製品等				
この心の事業		物流・金融等のサービス				

当社グループにおける当社、連結子会社及び持分法適用会社の位置付け等は、次の図のとおりです。



(注) 各区分の会社数には当社を含んでおりません。

## 4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(連結子会社)				-	
 ガラス事業					
AGC硝子建材(株)	東京都台東区	百万円 450	板ガラス製品、建築用加 エガラス製品及び建材製 品の製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス) を購入しております。 役員兼任者等が9名おります。
AGCグラスプロダクツ(株)	東京都台東区	百万円 1,030	建築用加工ガラス製品の 製造、販売及び板ガラス 製品の切断、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(板ガラス)を 購入しております。 役員兼任者等が9名おります。
* AGCフラットガラス・ ノースアメリカ	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 1,258	板ガラス・自動車ガラス ・太陽電池用ガラスの製 造、販売	100.0 (100.0)	当社へ製品の一部を供給しており ます。 役員兼任者等が3名おります。
AGCオートモーティブ・ ヨーロッパ	Seneffe, Belgium	百万ユーロ 68	自動車ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	当社から製品の一部を購入しております。 役員兼任者等が2名おります。
* AGCガラス・ヨーロッパ	Bruxelles, Belgium	百万ユーロ 199	板ガラスの製造、販売	100.0 (0.0)	役員兼任者等が3名おります。
* AGCフラットガラス・ チェコ	Teplice, Czech	百万コルナ 3,560	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
* AGCフラットガラス・ ク リン	Spas-Zaulok, Russia	百万ループル 4,259	板ガラスの製造、販売	100.0 (100.0)	
AGCボーグラスワークス	Nizhegorodsky, Russia	百万ルーブル 418	板ガラス・自動車ガラス の製造、販売	92.6 (92.6)	
電子・ディスプレイ事業	•				
AGCテクノグラス(株)	千葉県船橋市	百万円 7,233	照明用・工業用・理化医療用製品及び光学薄膜製品の製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ各製品を供給しております。 役員兼任者等が6名おります。
AGCディスプレイグラス 米沢㈱	山形県米沢市	百万円 400	液晶用ガラス基板の 製造、販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板)を購入し、当社へ製品(液晶用ガラス基板)を供給しております。
* AGCディスプレイグラス 台湾	台湾斗六市	百万新台湾 ドル 3,120	液晶用ガラス基板の製造、販売	100.0 (100.0)	役員兼任者等が7名おります。 当社から材料の一部(ガラス素板) 及び製品(液晶用ガラス基板)を購入しております。 役員兼任者等が6名おります。
* 旭硝子ファインテク <i>丿</i> 韓国	韓国亀尾市	百万ウォン 87,000	液晶用ガラス基板の製 造、販売	100.0 (33.0)	当社から材料の一部(ガラス素板) 及び製品(液晶用ガラス基板)を購 入しております。 役員兼任者等が4名おります。
韓旭テクノグラス	韓国亀尾市	百万ウォン 3,900	PDP用ガラス基板の製造、 販売	100.0 (0.0)	当社から材料の一部(ガラス素板) 及び製品(PDP用ガラス基板)を購入しております。 役員兼任者等が5名おります。
化学事業	r	,	,		
伊勢化学工業㈱	東京都中央区	百万円 3,599	ョウ素製品・金属化合物 の製造、販売及び天然ガ スの採取、販売	53.2 (0.0)	当社から原料(かん水等)を購入し、当社へ製品の一部(天然ガス等)を供給しております。 役員兼任者等が3名おります。

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
アサヒマス・ケミカル	Jakarta, Indonesia	百万米ドル 42	苛性ソーダ・塩化ビニー ルモノマー・塩化ビニー ルポリマーの製造、販売	52.5 (0.0)	当社から製品の一部及び製造設備の 一部(フッ素系イオン交換膜)を 別しております。 役員兼任者等が5名おります。
その他の事業					
AGCセラミックス(株)	東京都港区	百万円 3,500	各種セラミックス製品の 製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部(電鋳煉瓦等)を 供給しております。 役員兼任者等が8名おります。
AGCファイナンス(株)	東京都千代田区	百万円 800	国内における関係会社の ための資金調達、融資及 びファクタリング業	100.0 (0.0)	当社の関係会社に対し融資を行っております。 役員兼任者等が5名おります。
AGCロジスティクス(株)	東京都千代田区	百万円 100	受発注、保管、輸送等各種 物流サービス業務	100.0 (0.0)	当社の製品に係る物流関連事業の 受託をしております。 役員兼任者等が8名おります。
* AGCシンガポール・ サービス	Singapore	百万米ドル 88	アジアにおける関係会社 のための資金調達、融資 及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	役員兼任者等が2名おります。
* AGCアメリカ	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 1,689	北米における関係会社の 株式保有及び情報収集	100.0 (0.0)	当社の関係会社に出資しております。 役員兼任者等が3名おります。
AGCキャピタル	Georgia, U.S.A.	百万米ドル 20	北米における関係会社の ための資金調達及び融資	100.0 (100.0)	役員兼任者等が2名おります。
その他157社	•	•			
(持分法適用関連会社)					
0074					

- 28社
  - 「議決権の所有又は被所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。
    - 2 会社の名称欄\*印は特定子会社であります。
    - 3 会社の名称欄 印は有価証券報告書を提出している会社であります。
    - 4 上記会社は、その売上高(連結会社相互の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10 以下であるため、主要な損益情報等の記載は省略しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

	1,022年12月31日先日
事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
ガラス	30,990
	(4,128)
電子・ディスプレイ	11,814
电ナ・ディスプレイ	〔210〕
化学	4,624
10-5	(609)
その他	2,971
「ていiiii	(108)
<b>△</b> ÷1	50,399
合計	[5,055]

注 従業員数は就業人員であり、臨時従業員については〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	在美自教(名) 1 半以庄鹏(宽)		平均年間給与(円)	
6,275	40.4	16.8	7,871,514	

## 注 1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

提出会社においては、旭硝子労働組合(組合員総数4,187名)が組織されており、全国化学労働組合総連合に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)における当社グループを取り巻く経済環境につきましては、先進国の景気は緩やかに持ち直し、新興国の景気は拡大しました。

日本においては、個人消費が依然低迷しているものの、輸出の増加等により景気は回復基調に転じました。また、経済成長が著しい中国をはじめとするアジアでは、輸出の増加に加え、内需が堅調に推移したことにより景気の拡大が続きました。

アメリカにおいては、個人消費に支えられ景気の緩やかな回復が見られました。

ヨーロッパにおいては、ギリシャを発端とする財政・金融不安があったものの、景気は下げ止まり、ドイツ等の一部の国では景気が持ち直しました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比1,407億円(12.3%)増の12,889億円、営業利益は同1,425億円(164.4%)増の2,292億円、経常利益は同1,396億円(160.1%)増の2,268億円となり、当期純利益は同1,032億円(516.4%)増の1,232億円となりました。

当連結会計年度における事業の種類別セグメントの業績の概要は以下のとおりです。

#### ガラス

板ガラスでは、すべての地域で建築用ガラスの出荷は増加し、太陽電池用ガラスの出荷も堅調に推移しました。しかしながら為替レートが円高になった影響もあり、前連結会計年度と比べ小幅な増収にとどまりました。

自動車ガラスは、各国の需要喚起策の効果もあり、出荷は引き続き堅調に推移し、前連結会計年度と比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度のガラス事業の売上高は前連結会計年度比459億円 (8.7%) 増の5,709億円、 営業利益は同562億円増の212億円となりました。

#### 電子・ディスプレイ

ディスプレイでは、フラットパネルディスプレイ(FPD)用ガラス基板の出荷が堅調に推移しました。年度後半にはパネルメーカーの稼働調整の影響を受けましたが、通年度での出荷は前連結会計年度を上回ったため、 売上高は前連結会計年度に比べ増収となりました。

電子部材についても、オプトエレクトロニクス用部材および半導体関連部材を中心として出荷が堅調に推移したことから、前連結会計年度と比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の電子・ディスプレイ事業の売上高は前連結会計年度比660億円 (17.9%) 増の4,353億円、営業利益は同630億円 (49.6%) 増の1,899億円となりました。

#### 化学

クロールアルカリ・ウレタンでは、 苛性ソーダ、塩ビ関連製品の需要が年度を通じて堅調に推移し、前連結会計年度と比べ増収となりました。

フッ素化学・スペシャリティでは、撥水撥油剤やフッ素樹脂を中心に需要が堅調に推移しました。また、太陽電池用フッ素樹脂フィルムの市場が拡大し出荷が伸長したこともあり、前連結会計年度と比べ増収となりました。

以上の結果から、当連結会計年度の化学事業の売上高は前連結会計年度比264億円 (11.3%) 増の2,601億円、 営業利益は同229億円増の152億円となりました。

#### その他

セラミックスは、ガラスエンジニアリング分野、環境エネルギー分野ともに需要が回復し、前連結会計年度と比べ増収となりました。

その結果、当連結会計年度のその他の事業の売上高は前連結会計年度比84億円(12.2%)増の773億円、営業利益は同10億円(47.4%)増の30億円となりました。

また、当連結会計年度における所在地別セグメントの業績は、以下のとおりとなっております。

#### 日本

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比1,191億円(18.1%)増の7,776億円、営業利益は同1,106億円(401.8%)増の1,381億円となりました。

### アジア

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比777億円(18.6%)増の4,957億円、営業利益は同114億円(14.5%)増の897億円となりました。

#### アメリカ

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比96億円 (12.6%) 増の861億円、営業損益は同74億円改善し51億円の損失となりました。

#### ヨーロッパ

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比31億円 (1.3%)減の2,330億円、営業利益は同133億円増の68億円となりました。

なお、所在地別セグメントの業績の概要については、事業の種類別セグメントの業績中に関連付けて記載しております。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー(営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計)は、税金等調整前当期純利益が増加したことなどにより、前連結会計年度比959億円増の1,610億円の収入となりました。一方、有利子負債の返済などにより、財務活動によるキャッシュ・フローが支出増加となったものの、当連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末より569億円(59.4%)増加し、1,528億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動により得られた資金は、前連結会計年度比1,050億円(58.1%)増の2,857億円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動により使用された資金は、前連結会計年度比91億円 (7.9%) 増の1,246億円となりました。これは主に、子会社株式を取得したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動により使用された資金は、前連結会計年度比707億円(235.0%)増の1,008億円となりました。これは主に、有利子負債の返済を行ったことによるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比 (%)
ガラス	410,234	19.9
電子・ディスプレイ	475,523	20.5
化学	243,512	11.5
その他	20,184	7.1
合計	1,149,456	18.1

注 1 金額は、平均販売価格(消費税等抜)により算出したものであります。

2 連結会社間の取引が複雑で、事業の種類別セグメント毎の生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

### (2) 受注状況

受注生産を行っている製品はほとんどありません。

### (3) 販売実績

販売実績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

#### 3【対処すべき課題】

#### (1) 経営の基本方針

当社グループは、グループビジョン*"Look Beyond"*を定め、ガラスやフッ素化学等をコア技術としたグローバルな素材・部材サプライヤーとして、高収益・高成長のグローバル優良企業となるべく、それぞれの事業領域においてトップの地位を目指し、企業価値を継続的に向上させることを経営の基本方針としています。

また、「イノベーション&オペレーショナル・エクセレンス(革新と卓越)」、「ダイバーシティ(多様性)」、「エンバイロンメント(環境)」、「インテグリティ(誠実)」をグループ全体で共有すべき最も重要な価値観として位置付けています。

#### (2) 目標とする経営指標

2010年から3年間の中期経営計画 "Grow Beyond-2012" における具体的な財務目標として、ROE(自己資本当期純利益率)12%以上、D/Eレシオ(有利子負債・純資産比率)0.5以下を掲げ、利益向上のみならず資産回転率も向上させ、財務目標を達成することを目指します。

#### (3) 中長期的な経営戦略

当社グループは、2020年のありたい姿を次のとおりとしています。

「持続可能な社会に貢献している企業」として、

- ・差別化された強い技術力を持ち、
- ・製品のみならず、生産工程・事業活動全般にわたって環境に配慮し、
- ・新興地域の発展にも寄与する、

高収益・高成長のグローバル優良企業でありたい。

このありたい姿を実現するために、経営方針 *Grow Beyond* に掲げた施策を加速し、最重要課題である成長基盤を構築していきます。具体的には、ガラス技術を深化させるとともに、当社グループのコア技術である、ガラス・化 学・セラミックスの技術を融合・発展させることで事業を差別化し、「ガラス技術立社」を実現していきます。また、生産工程の省エネルギー化やコア技術を活用した製品の提供を通して、「地球温暖化問題に技術力で貢献」していきます。更に、「第2のグローバリゼーション」として、成熟市場における収益力の強化を図るとともに、地域の状況に応じた施策を展開し、新興市場において更に事業を拡大していきます。

これら *Grow Beyond* 施策の実施にあたっては、「モノづくり」、「品質」、「お客様満足(CS)」等の理念を、当社グループのDNAとして一層定着させるとともに、「人は力なり」をスローガンに、各人の能力を最大限に活かし、成長基盤の構築を実現していきます。

#### (4) 中期経営計画

当社グループは、2010年から2012年の3年間を2020年のありたい姿に向けた成長を確実にする期間として位置づけ、中期経営計画 "Grow Beyond-2012" の下、各種施策に取り組んでいきます。

2010年度の業績は、中期経営計画 "Grow Beyond-2012" において目標としている過去最高レベルを達成しました。また、財務指標についても目標達成に向けて順調に推移しています。今後は、既存事業の収益力を一層強化するとともに、成長基盤の構築に注力していきます。

#### 既存事業の収益力強化について

ガラス事業については、建築用ガラスでは各地域のニーズに合った製品の開発、製造、販売を推進し、自動車用ガラスではエコカー向け製品や快適性能を高めた製品の開発、提案の強化に努めていきます。更に、設備稼働や物流を最適化するとともに、原材料から最終製品までの総合生産性を一層向上させ、コストダウンを図っていきます。

電子・ディスプレイ事業については、引き続き成長を続けるFPD市場において、生産性、歩留の改善を継続することに加え、需要に合った最適な設備稼働により、収益性を確保していきます。

化学事業については、フッ素化学事業の差別化戦略の強化、医農薬中間体ビジネスの強化、アジアのクロールアルカリ事業の拡大のほか、プロセス革新による生産性向上及び継続的なコストダウンにも取り組んでいきます。

#### 成長基盤の構築について

成長基盤の構築に向け、「ガラス技術立社」、「地球温暖化問題に技術力で貢献」への取り組みとして、当面、次の分野に注力し、成長分野における事業開拓を加速していきます。

#### ディスプレイ用特殊ガラス分野

テレビ、モバイル機器等の多様化に伴い、これらの機器のディスプレイ用のガラスに求められる機能も高度化しています。当社グループは、この事業機会を確実にとらえ、生産効率の高いフロート法により、タッチパネルの表面

を保護するカバーガラス等、高い機能を持つ特殊なガラスを大量、安定的に生産していきます。また、多数保有する電子用フロート設備全体の稼働を一元的に管理するとともに、需要にフレキシブルに対応し、設備投資の最適化を図っていきます。更に、ディスプレイ分野で培った技術を、当社が事業展開する住宅市場、自動車市場等においても用途展開する可能性を探っていきます。

#### 環境関連分野

ソーラー関連分野においては、ガラスのみならず化学、セラミックスの総力をあげて、太陽電池等に用いられる様々な部材の開発、製造、販売に取り組んでいきます。

建築用ガラスについては、コーティング設備をグローバルに保有する強みを活かし、各地域に適した最先端の省エネガラスを開発、製造、販売していきます。日本においては、2010年に開始した窓事業に関する業務提携により、省エネ窓の提供基盤を構築していきます。自動車用ガラスについては、エコカー向け製品を中心とした軽量で遮熱性能等に優れた自動車用高性能ガラスの開発を加速し、積極的に提案していきます。

また、「第2のグローバリゼーション」を推進するため、既進出の新興地域であるロシアにおいては、2010年に稼働した世界最大級のフロート設備を最大限に活用し、旺盛な需要に積極的に応えていきます。中国においては、2011年初めに設置した当社グループ中国総代表を中心に、情報収集と事業展開の支援を通じ、中国事業を一層推進していきます。また、未進出の新興地域についても、事業展開の具体化等に取り組んでいきます。

### 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。但し、以下は当社グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は平成23年3月30日現在において判断したものです。

#### (1) 製品需要に関連する市場の経済状況

当社グループの製品に対する需要は、建築・建材業界、自動車業界、及び電子・ディスプレイ業界等の市場動向の影響を受けます。また、当社グループの製品販売地域は、日本、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等、多岐にわたっており、各地域の経済状況は当社グループの製品の販売に影響を与えます。当社グループは、生産性の向上を図るとともに、固定費・変動費の削減を推進し、事業環境の変化に影響されにくい収益体質づくりを目指していますが、これらの関連業界の需要減少や販売地域での景気減退が、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 電子・ディスプレイ事業への依存

当連結会計年度において、当社グループの営業利益は、損益の振れ幅が大きい電子・ディスプレイ事業への依存度が高くなっています。よって、当事業の損益が悪化した場合には、他事業の利益でカバーしきれず、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 海外への事業展開

当社グループでは、製品の輸出及び海外における現地生産等、幅広く海外活動を展開しています。この海外展開に関するリスクとして、海外における政治経済情勢の悪化、輸入・外資の規制、予期せぬ法令の改変、治安の悪化、テロ・戦争の発生が考えられます。これらの事象は、海外における当社グループの事業活動に支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 競争優位性及び新技術・新製品の開発・事業化に係るリスク

当社グループが展開する各事業においては、当社グループと同種の製品を供給する競合会社が存在します。当社グループでは、競争優位性を維持できるよう、顧客ニーズの把握、新技術・新製品の開発・事業化に努めていますが、技術や顧客ニーズの変化に適切に対応できなかった場合や、新技術・新製品の開発・事業化期間が長期化した場合には、当社グループの成長性や収益性を低下させ、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 資材等の調達

当社グループの生産活動では、一部調達先が限られる特殊な原料、資材等を使用するため、これらについての供給の逼迫や遅延等が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 公的規制

当社グループが事業活動を行っている国及び地域では、投資に関する許認可や輸出入規制のほか、商取引、労働、特許、租税、為替等の各種関係法令の適用を受けています。これらの法令の改変は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 環境規制

当社グループは、資源とエネルギーを大量に使用する環境負荷の高いガラス及び化学事業を主に行っており、環境負荷の低減のための設備や管理体制の充実を図ることに加え、生産効率すなわち資源やエネルギーの原単位向上等、環境負荷の低減に取り組んでいます。一方、温室効果ガス、土壌汚染、化学物質などの環境課題の広がりと共に規制や社会が求める環境責任が高まることにより、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 製造物責任

当社グループは、製品の特性に応じて最適な品質を確保できるよう、全力を挙げて取り組んでいますが、予期せぬ事情により大規模なリコール等に発展する品質問題が発生する可能性が皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 知的財産権

当社グループでは、現在の事業活動及び将来の事業展開に有用な知的財産権の取得に努める一方、他社の知的財産権の調査を行い、問題の発生の防止を図っていますが、他社との間に知的財産を巡って紛争が生じたり、他社から知的財産権の侵害を受けたりする可能性は皆無とはいえず、この場合、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 訴訟・法的手続

AGCフラットガラス・ヨーロッパ社(現AGCガラス・ヨーロッパ社)及び親会社である当社は、欧州委員会より、ヨーロッパにおける板ガラスのカルテルに関し課徴金の支払い命令を受け、平成20年に支払いに応じました。これに関連し、米国及びカナダにて、当社グループの複数の子会社(カナダは当社を含む)に対し、建築用板ガラスに関するカルテル行為により損害を受けたとして民事訴訟(集団訴訟)が提起されていましたが、原告との間で和解に合意し、

現在、裁判所の承認手続き中です。本件による当社グループの業績及び財務状況に与える影響は軽微です。

当社及び当社子会社は、現在、ブラウン管用ガラスバルブについて欧州、韓国等の競争法当局から、競争法違反行為の可能性の調査を受けております。調査の結果、当社及び当社子会社に違反行為があったと判断された場合、制裁金等を課される可能性があります。

その他、当社グループは、国内及び海外事業に関連して、訴訟等の対象となるリスクがあり、現在、当事者となっている訴訟等もあります。これらの訴訟等において、当社グループにとって不利な結果が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 自然災害・事故災害の影響

当社グループは、生産活動の中断により生じる潜在的な悪影響を最小限に抑えるため、全設備において定期的な防災点検及び設備保守を行っています。しかしながら、生産設備に対する災害(地震、停電又はその他の混乱を含む)の影響を完全に予防又は軽減できる保証はありません。

また、製品によっては、代替生産できないものもあり、大地震又はその他の災害により、当社グループのいずれかの設備における一時的又は長期にわたる生産の中断があった場合、特定製品に関する生産能力を著しく低下させる可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### (12) 為替レートの変動

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれています。各地域における売上、費用、資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。一般に、他の通貨に対する円高(特に当社グループの売上の重要部分を占める米ドル及びユーロに対する円高)は当社グループの業績に悪影響を及ぼし、円安は当社グループの業績に好影響をもたらします。

また、当社グループは、日本をはじめとする世界各国の生産拠点で生産活動を行っており、その製品を複数の国に輸出しています。各国における生産及び販売では、外貨建で購入する原材料や販売する製品があります。したがって、為替レートの変動は、購入する原材料の価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を与えます。

#### (13) 退職給付債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の運用収益率や割引率等の数理計算上の前提に基づいて計算されています。年金資産の運用環境の悪化により前提と実績に乖離が生じた場合等は、将来の退職給付費用が増加し、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

### (14) 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

## (1) 技術援助契約等

契約会社名	相手方	契約の内容	契約期間	対価
旭硝子㈱ (当社)	旭インディア硝子 (インド共和国 ニューデリー市)	フロート板ガラス製 造技術の提供	平成14年8月1日より 11年間	商業生産開始日より 一定期間、正味売上高 に一定率を乗じた金 額の支払いを受ける。
	アサヒマス板硝子 (インドネシア共和 国、ジャカルタ市)	フロート板ガラス製 造技術の提供	平成5年1月1日より 10年間(以降毎年1年 ずつ更新)	頭金のほか、契約期間中、正味売上高に一定率を乗じた金額の支払いを受ける。
	アサヒマス・ケミカ ル (インドネシア共和 国、ジャカルタ市)		昭和62年11月30日発効 商業生産開始日(平成 元年9月1日)より15 年間有効。以降毎年1 年ずつ更新。	頭金のほか、契約期間中、正味売上高に一定率を乗じた金額の支払いを受ける。

#### 6【研究開発活動】

当社グループでは、経営方針 *Grow Beyond* の中で2020年のありたい姿を定義しました。このありたい姿を実現するために、ガラス・化学・セラミックスの技術をコアとし、 ガラス技術立社、 地球温暖化問題に技術力で貢献、 第2の グローバリゼーションの3つの視点で事業を発展させ、次の成長基盤を構築することとしています。研究開発におきましても、これらに重点を置いた体制作りを進め、鋭意技術力の向上に努めております。

具体的には、環境負荷とコストの同時かつ大幅な削減を目指す革新的省エネ型ガラス溶解成形技術開発の加速、ガラス・化学・セラミックスの技術の融合による高付加価値商品(ソーラー関連部材や省エネ効果の高いガラス等)の開発等を、日米欧の研究開発部門の連携をより強化して進めています。

当社グループの研究開発組織は、新材料・新商品開発及びそれを支える共通基盤技術開発を主たる業務とする中央研究所、生産技術に関する研究・開発・設備化を主たる業務とする生産技術センター、生産設備の建設・既存設備に関わる開発・メンテナンス等を主たる業務とするエンジニアリングセンター、現行事業およびその周辺における新商品・新品種開発、生産技術改良、お客様への技術サービス等を担当する事業部研究開発部署などで構成されます。

いずれの研究組織においても、開発目標と時間軸を明確にし、ステージゲート法を活用するなどしてタイムリーな研究開発を遂行する様努力しております。これらの研究部署を統括する機能としては、社長室技術統括グループがあります。社長室技術統括グループは、まず長期的マクロトレンドから技術動向予測情報(Technology Outlook)を作成し、グループ全体の技術・研究開発の進むべき方向性(技術ロードマップ)を策定することにより成果の早期実現を図ります。

また当社ではユニークな産学連携システムとして、共同研究テーマを公募する「リサーチコラボレーション制度」を進めております。平成22年12月末現在、本制度の下、国内の大学・公的研究機関と3件の共同研究を進めており、また当連結会計年度には1件の共同研究が終了しました。さらにアウトソーシング先として当社とシナジーが期待されるベンチャーの探索を行っており、米国西海岸に配置した駐在員による積極的な情報収集活動を通して、新規事業開拓・新技術獲得を行っております。

さらに当連結会計年度には、東京工業大学応用セラミックス研究所内に、ガラスの基礎研究や新たな無機材料の開発、また次世代の材料研究を担う若手研究者の育成を目的に「AGC旭硝子 ガラス・無機材料研究部門」を開設しました。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は39,399百万円であり、各事業部門別の研究開発課題と研究成果 および研究開発費は次のとおりです。

### (1) コーポレート

コーポレートが担当している研究開発には、技術プラットフォームの強化拡大を目指した長期的・基礎的な研究開発と、新規事業の創出を目指した研究開発があります。また上記3つの視点に基づいた全社的研究開発体制の構築もコーポレートが策定・調整しております。コーポレートが担当している大型プロジェクトとしては革新的低燃費溶解炉の開発、太陽光発電関連部材の開発等があります。また、新規事業には、燃料電池(PEMFC)用部材、EUV露光用マスク材料、バイオ関連事業等があります。

当連結会計年度における、コーポレートの研究開発費は13,176百万円であり、主な成果は以下のとおりです。 断熱効果の高い透明素材

湿式ゾルゲル法と乾燥技術をもちいて二酸化ケイ素の原料を多孔質に加工することにより、窓などに活用できる断熱効果の高い透明素材を開発しました(NEDOプロジェクト)。

セメントを用いた蛍光灯用電極材料

強化セメントの一種であるアルミナセメント材料の内部構造を変えることにより、従来のレアメタル材料に比べて消費電力が3割減り、蛍光灯の寿命が4倍になる電極材料を開発しました。

#### (2) ガラス部門

当事業の研究開発部門では、従来から板ガラスや自動車ガラスに関する新商品・新技術開発、板ガラスの生産性向上、各種自動車ガラス製品の設計・生産に関するコンピュータシミュレーション技術開発、生産技術開発等を行っております。また、経営方針 *Grow Beyond* に基づいて、太陽光発電用ガラス生産技術・導電膜・低反射膜等の技術開発へ特段の注力を開始しました。

さらにコーポレートと協力してガラス生産過程で発生する炭酸ガスの削減技術、革新的ガラス生産技術の開発にも 注力しています。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は8,174百万円でした。

## (3) 電子・ディスプレイ部門

ディスプレイ事業の開発部門では、全ての薄型ディスプレイ商品に対応するガラス基板を提供している世界で唯一のガラスメーカーとしてお客様のご期待に沿うべく、ガラス溶解・成形・研磨・検査などの生産技術開発に主に注力しております。電子部門の研究開発テーマは多岐に亘りますが、主に半導体プロセス部材関連、ディスプレイ部材関連、光電子部材関連、ハードディスク基板等に関する新商品・新技術・生産技術の開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は9,768百万円であり、主な成果は以下のとおりです。 結べる光ファイバー「FONTEX」

結んだり折り曲げたりしても信号伝送が可能な10メガビット/秒の高速伝送に対応するフッ素系プラスチッ

EDINET提出書類 旭硝子株式会社(E01122) 有価証券報告書

ク光ファイバー「FONTEX」を開発、商品化しました。

高輝度、長寿命を実現するLED用ガラスセラミックス基板

従来のアルミナ製基板に比べ光の反射率が高く、耐熱性や放熱機能が高いためLEDの長寿命化が実現できるガラスセラミックス基板を開発、商品化しました。

## (4) 化学部門

当事業の研究開発部門では、「安心・安全・快適」をもたらす素材ソリューションを提供すべく、フッ素化学、高分子化学、無機化学、電気化学などの基盤技術を生かした新商品・新技術の開発を行っております。特に、環境に配慮した製品やプロセスの開発を進めるとともに、ソーラー関連材料の開発を行っております。

当連結会計年度における、当事業部門に係る研究開発費は7,830百万円でした。

### (5) その他

上記以外の事業部門における当連結会計年度の研究開発費は449百万円でした。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されております。

貸倒引当金、退職給付引当金、事業構造改善引当金及び特別修繕引当金等の引当金については、過去の実績や当該事象の状況に照らして合理的と考えられる見積り及び判断を行った上で計上しております。また投資有価証券や繰延税金資産等については、将来の回復可能性や回収可能性等を考慮して合理的と考えられる見積り及び判断を行った上で計上しております。

#### (2) 財政状態

#### 総資産

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末比178億円(1.0%)減の17,640億円となりました。これは主に、 有形固定資産が減少したことによるものです。

#### 負債

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末比593億円(6.1%)減の9,142億円となりました。これは主に、借入金の返済により有利子負債が減少したことによるものです。

#### 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末比415億円(5.1%)増の8,498億円となりました。これは主に、円高による為替換算調整勘定の減少があったものの、当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

#### 資金の状況

当社グループの資金の状況につきましては、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

#### (3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比1,407億円(12.3%)増の12,889億円となりました。売上原価は前連結会計年度比110億円(1.3%)増の8,380億円で、売上原価率については、需要回復による販売数量の増加やコスト削減の効果、有形固定資産の減価償却方法の変更等により、前連結会計年度比7.0ポイント改善の65.0%となりました。この結果、当連結会計年度の営業利益は前連結会計年度比1,425億円(164.4%)増の2,292億円、営業利益率は前連結会計年度比で10.3ポイント改善の17.8%となりました。

当連結会計年度の経常利益は、営業利益の増加により前連結会計年度比1,396億円(160.1%)増の2,268億円になりました。経常利益率は前連結会計年度比で10.0ポイント改善の17.6%となりました。

当連結会計年度の当期純利益は、営業利益の増加により前連結会計年度比で1,032億円(516.4%)増の1,232億円となりました。また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益は105.52円となりました。

なお、事業別の売上高及び営業利益の概況に関しましては、「第2事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

### (4) 財務方針

当社グループは、中期経営計画に則り、持続的な業績成長のための成長基盤の構築や事業体質・競争力の強化に取り組み、資産効率を高めながら株主価値の継続的な向上に努めております。また、今後の成長のために必要な設備及び研究開発活動に投資するために、適切な資金確保を行い、最適な流動性を保持し、健全なバランスシートを維持することを財務方針としております。

資金調達活動については、当社グループを取り巻く金融情勢に機動的に対応し、金融機関借入、社債発行、コマーシャル・ペーパー発行等、多様な手段により、より安定的で低コストの資金調達を目指しております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、主要金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、現在必要とされる資金水準を充分満たす流動性を保持していると考えております。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2事業の状況 4事業等のリスク」に記載しております。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、成長分野への投資を行ったこと等により、グループ全体で1,174億円となりました。事業の種類別の概要は以下のとおりです。

ガラス事業においては、日本でのコーティング設備の増設等で346億円の設備投資を実施しました。

電子・ディスプレイ事業においては、中国、台湾及び韓国での液晶用ガラス基板製造設備の新増設等で669億円の設備投資を実施しました。

化学事業においては、150億円の設備投資を実施しました。

これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により賄いました。

## 2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成22年12月31日現在

(') ЖШДТ								
事業所名	事業の種類別			帳簿価額(百万円)				│ - 従業員数
(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(名)
関西工場 (兵庫県尼崎市及び大 阪市住之江区)	電子・ディスプレイ	液晶用ガラス基 板・PDP用ガラ ス基板製造設備	12,239	18,153	1,093 (209)	2,991	34,477	314
京浜工場(横浜市鶴見区)	ガラス、電子・ ディスプレイ、そ の他	板ガラス、液晶 用ガラス基板製 造設備	11,812	21,726	1,144 (287)	1,164	35,847	831
高砂工場 (兵庫県高砂市)	電子・ディスプレ イ	液晶用ガラス基 板製造設備	13,798	34,725	508 (430)	918	49,950	444
千葉工場 (千葉県市原市)	化学	化学品製造設備	17,489	19,327	5,723 (792)	929	43,470	883
愛知工場 (愛知県知多郡武豊町 及び豊田市)	ガラス	板ガラス、自動 車ガラス製造設 備	11,467	21,461	2,709 (652)	1,510	37,149	1,055
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ガラス、化学	化学品、板ガラ ス製造設備	8,562	11,552	3,211 (903)	387	23,714	499
相模工場 (神奈川県愛甲郡愛川 町)	ガラス	自動車ガラス製造設備	1,946	2,702	2,356 (125)	398	7,404	474
本社 (東京都千代田区)	その他	その他設備	7,610	2,202	9,894 (611)	9,518	29,226	1,059
中央研究所 (横浜市神奈川区)	その他	その他設備	3,990	5,373	502 (68)	743	10,608	523

(2) 国内子会社 平成22年12月31日現在

	事業所名	事業の種類別			帳簿	[価額(百万円	)		従業員数
会社名	(所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(名)
A G C グラスプロ ダクツ(株)	鹿島工場 (茨城県神栖 市)他	ガラス	建築用加工 ガラス製造 設備	1,622	1,499	518 (58)	322	3,963	819
A G C テクノグラ ス(株)	静岡工場 (静岡県榛原 郡)他	電子・ディス プレイ	照明用、工業用製品等製造設備	1,980	9,453	5,786 (229)	304	17,524	379
伊勢化学工業㈱	白里工場 (千葉県山武 郡)他	化学	ヨウ素製品 製造設備	2,428	3,550	1,332 (207)	335	7,646	246
A G C セラミック ス㈱ (注3)	高砂工場 (兵庫県高砂 市)	その他	セラミック ス製品製造 設備	958	1,595	( )	178	2,732	229

平成22年12月31日現在

	事業所名	事業の種類別			帳簿	師額(百万円	)		従業員数
会社名	(所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	(名)
AGCガラス・ ヨーロッパグルー プ	Moustier Plant (Moustier, Belgium) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車ガラ ス製造設備	49,012	90,013	8,087 (10,334)	5,509	152,622	13,703
AGCフラットガ ラス・ノースアメ リカグループ	Greenland Plant (Tennessee, U.S.A.) 他	ガラス	板ガラス・ 自動車ガラ ス製造設備	9,125	11,689	1,042 (4,617)	825	22,683	3,415
A G C ディスプレ イグラス台湾	斗六工場 (Yunlin, Taiwan)	電子・ディス プレイ	液晶用ガラ ス基板製造 設備	29,430	86,342	6,071 (250)	406	122,251	1,649
アサヒマス・ケミ カル	Anyer Plant (West Java, Indonesia)	化学	化学品 製造設備	1,516	7,152	210 (994)	458	9,338	1,061 (325)

- 注 1 帳簿価額の「その他」の内訳は、工具、器具及び備品、リース資産並びに無形固定資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。
  - 2 土地面積には借地は含んでおりません。
  - 3 当該事業所は事業用地の全てにつき、提出会社から賃借しております。
  - 4 [ ]内は臨時従業員数であり、外数であります。(従業員数の10%以上の場合のみ記載しております)

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、経済情勢、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しておりますが、当社グループは国内外において多種多様な事業を行っており、当連結会計年度末時点ではその設備の新設・拡充等の計画を個々のプロジェクトごとに決定しておりません。また、第87期における事業の種類別セグメントごとの計画金額も決定しておりません。

- なお、当連結会計年度後1年間の設備投資計画は、2,000億円であります。
- 注 1 金額には消費税等を含んでおりません。
  - 2 第87期における設備の除却は、経常的な設備の更新のための除売却を計画しております。

# 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	2,000,000,000	
計	2,000,000,000	

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,186,705,905	1,186,705,905	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、 単元株式数は1,000株であります。
計	1,186,705,905	1,186,705,905	-	-

### (2)【新株予約権等の状況】

イ 旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

#### 第4回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)					
.,	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)			
新株予約権の数(個)	577	同左			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	577,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左			
新株予約権の行使時の払込金額	行使により発行(移転)する 株式 1 株につき1,226円(注 3 )	同左			
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月 1 日 ~ 平成23年 5 月31日	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額 613	同左			
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左			
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項					

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成17年6月1日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を分割または併合の比率に応じ、比例的に調整する。
  - 3 平成17年6月1日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、払込価額という)を、分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、平成17年6月1日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使、第5回無担保転換社債の転換の請求、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条 / 2 に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後払込価額 = 調整前払込価額 ×-

既発行株式数+新規発行(処分)株式数

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、対象者という)は、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、割当契約という)に定めるところにより、権利を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が権利を行使することができる。
  - (4) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

#### 第5回新株予約権

かっ 日かが 1、かり住					
株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)					
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)			
新株予約権の数(個)	620	同左			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左			
新株予約権の行使時の払込金額	行使により発行(移転)する 株式 1 株につき1,757円(注 3)	同左			
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月 1 日 ~ 平成24年 5 月31日	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,757 資本組入額 879	同左			
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左			
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項					

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成18年4月28日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を分割または併合の比率に応じ、比例的に調整する。
  - 3 平成18年4月28日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、払込価額という)を、分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、平成18年4月28日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使、第5回無担保転換社債の転換の請求、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条 / 2に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

調整後払込価額 = 調整前払込価額 x-

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、対象者という)は、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、割当契約という)に定めるところにより、権利を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が権利を行使することができる。
  - (4) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

#### 第6回新株予約権

カッロがした ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)					
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)			
新株予約権の数(個)	15	同左			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左			
新株予約権の行使時の払込金額	行使により発行(移転)する 株式 1 株につき1,779円(注 3)	同左			
新株予約権の行使期間	平成20年 6 月 1 日 ~ 平成24年 5 月31日	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,779 資本組入額 890	同左			
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左			
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項					

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成18年6月1日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を分割または併合の比率に応じ、比例的に調整する。
  - 3 平成18年6月1日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、払込価額という)を、分割または併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、平成18年6月1日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使、第5回無担保転換社債の転換の請求、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条 / 2 に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合は、払込価額の調整は行わない。

既発行株式数 +新規発行(処分)株式数×1株当たり払込金額新規発行(処分)前の株価x既発行株式数+新規発行(処分)株式数

調整後払込価額 = 調整前払込価額 ×-

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、対象者という)は、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、割当契約という)に定めるところにより、権利を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が権利を行使することができる。
  - (4) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

ロ 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 旭硝子株式会社2007年7月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

取締役会の決議日(平成19年6月13日)					
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)			
新株予約権の数(個)	258	同左			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)					
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	258,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左			
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左			
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月 3 日 ~ 平成49年 7 月 2 日	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,447 資本組入額 724	同左			
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左			
代用払込みに関する事項					
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左			

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成19年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割・併合の比率

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、、又は、に定める場合(ただし、については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が平成44年7月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成44年7月3日から平成49年7月2日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就 労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記( )に従って 決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象 会社の株式1株当たり1円とする。
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

#### 旭硝子株式会社2007年7月発行新株予約権(通常型ストックオプション)

/Emil 1/2/2/12-00: 1 / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
株主総会の特別決議日(平成19年 3 月29日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	55	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式 1 株につき1,732円(注 3 )	同左		
新株予約権の行使期間	平成21年 7 月 2 日 ~ 平成25年 7 月 1 日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,072 資本組入額 1,036	同左		
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成19年7月2日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 3 平成19年7月2日以降、次の()又は()の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ( )当社普通株式につき分割又は併合が行われる場合

行使価額を、分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。

( )当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使、第5回無担保転換社債の転換の請求、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の商法第210条ノ2に定める株式の譲渡の請求に従って行われる場合を除く。)

行使価額を次の算式により調整する。

| 既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数 × 1株当たり払込金額 | 新規発行(処分)前の株価 | 新規発行(処分)前の株価 | 既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、 従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」と いう。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
  - (4) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金 額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上 記( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限
  - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ( ) 新株予約権の取得事由及び条件
    - 残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
    - なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

#### 旭硝子株式会社平成20年7月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

取締役会の決議日(平成20年 6 月11日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	265	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	265,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左		
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 2 日 ~ 平成50年 7 月 1 日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,007 資本組入額 504	同左		
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注4)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成20年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、、又は、に定める場合(ただし、については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が平成45年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成45年7月2日から平成50年7月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就 労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記( )に従って 決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象 会社の株式1株当たり1円とする。
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

#### 旭硝子株式会社平成20年7月発行新株予約権(通常型ストックオプション)

株主総会の特別決議日(平成20年3月28日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	65	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式 1 株につき1,391円(注3)	同左		
新株予約権の行使期間	平成22年 7 月 1 日 ~ 平成26年 6 月30日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,612 資本組入額 806	同左		
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承 認を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成20年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 平成20年7月1日以降、次の( )又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合 行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(又は株式併合)の比率

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使により行われる場合を除く。) 行使価額を次の算式により調整する。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、 従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」と いう。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
  - (4) 対象者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

#### 旭硝子株式会社平成21年7月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

取締役会の決議日(平成21年6月10日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	647	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	647,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左		
新株予約権の行使期間	平成21年7月2日~ 平成51年7月1日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 488 資本組入額 244	同左		
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認 を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成21年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、、又は、に定める場合(ただし、については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が平成46年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成46年7月2日から平成51年7月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合 (ただし、就 労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記( )に従って 決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象 会社の株式1株当たり1円とする。
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

### 旭硝子株式会社平成21年7月発行新株予約権(通常型ストックオプション)

株主総会の特別決議日(平成21年3月27日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	75	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式 1 株につき776円 (注3)	同左		
新株予約権の行使期間	平成23年 7 月 1 日 ~ 平成27年 6 月30日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 977 資本組入額 489	同左		
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認 を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成21年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 平成21年7月1日以降、次の( )又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合 行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(又は株式併合)の比率

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権の行使により行われる場合を除く。) 行使価額を次の算式により調整する。

> 既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数 × 1株当たり払込金額 新規発行(処分)前の株価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数

- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
  - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 ( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする.
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使す ることができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

### 旭硝子株式会社平成22年7月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

取締役会の決議日(平成22年6月9日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	432	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式1株につき1円	同左		
新株予約権の行使期間	平成22年7月2日~ 平成52年7月1日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 621 資本組入額 311	同左		
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認 を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成22年7月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、、又は、に定める場合(ただし、については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が平成47年7月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年7月2日から平成52年7月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就 労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記( )に従って 決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象 会社の株式1株当たり1円とする。
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

### 旭硝子株式会社平成22年9月発行新株予約権(通常型ストックオプション)

株主総会の特別決議日(平成22年3月30日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	205	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	205,000 (新株予約権1個につき1,000株)(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる 株式 1 株につき862円(注3)	同左		
新株予約権の行使期間	平成25年 9 月 1 日 ~ 平成31年 8 月31日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,102 資本組入額 551	同左		
新株予約権の行使の条件	(注4)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認 を要する。	同左		
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5)	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 平成22年9月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 平成22年9月1日以降、次の( )又は(ii)の事由が生じる場合、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
  - ( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合 行使価額を次の算式により調整する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(又は株式併合)の比率

(ii) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。) 行使価額を次の算式により調整する。

> 既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数 × 1株当たり払込金額 新規発行(処分)前の株価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数

- なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とする。
- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
  - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 ( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする.
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使す ることができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ( ) 新株予約権の取得事由及び条件

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ハ 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。 旭硝子株式会社2012年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

取締役会の決議日(平成21年11月25日)			
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)	
新株予約権の数(個)	10,000	同左	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	同左	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,563,279 (注2)	44,714,720(注6)	
新株予約権の行使時の払込金額	1,122円(注3)	1,118.2円(注6)	
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日~ 平成24年10月31日(注4)	同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1,122	発行価格 1,118.2	
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 561	資本組入額 560 (注6)	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付 社債に付されたものであり、本社債からの 分離譲渡はできない。	同左	
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本 新株予約権に係る本社債を出資するものと し、当該本社債の価額は、その額面金額と同 額とする。	同左	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注5) 同左		
新株予約権付社債の残高	50,000百万円	同左	

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3(2)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
  - 3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
    - (2) 転換価額は、当初、1,122円とする。
    - (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

既発行株式数 + 発行又は処分株式数 × 1株当たりの払込金額 時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額を もって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行 が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 4 ただし、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成24年10月31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、本新株予約権付社債の発行要項に定める当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における2営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。
- 5 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の発行要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して本新株予約権付社債の発行要項に定める証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権 に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記5(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

#### 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は上記3(3)と同様の調整に服する。

- ( )合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ( )上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に 承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、 承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記「新株予約権の行使期間」に 定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。 その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記 5 (1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の発行要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の発行要項に従う。
- 6 平成23年3月30日開催の第86回定時株主総会において期末配当金を1株につき14円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、中間配当金を含めた当期の年間配当が1株につき26円となったことに伴い、信託証書の転換価額調整条項に従い、平成23年1月1日に遡って転換価額を1,122円から1,118.2円に調整した。提出日の前月末現在の各数値は、調整後の数値に基づいている。

## 旭硝子株式会社2014年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

取締役会の決議日(平成21年11月25日)				
	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)		
新株予約権の数(個)	10,000	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,537,340 (注2)	45,691,309(注7)		
新株予約権の行使時の払込金額	1,098円(注3)	1,094.3円(注7)		
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日~ 平成26年10月31日(注4)	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合	発行価格 1,098	発行価格 1,094.3		
の株式の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 549	資本組入額 548(注7)		
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付 社債に付されたものであり、本社債からの 分離譲渡はできない。	同左		
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本 新株予約権に係る本社債を出資するものと し、当該本社債の価額は、その額面金額と同 額とする。	同左		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注6)	同左		
新株予約権付社債の残高	50,000百万円	同左		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3(2)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
  - 3 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
    - (2) 転換価額は、当初、1,098円とする。
    - (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

既発行株式数 + 発行又は処分株式数 × 1株当たりの払込金額 時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4 ただし、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成26年10月31日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。上記にかかわらず、本新株予約権付社債の発行要項に定める当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得日の14日前の日から取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における3営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

- 5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 平成25年2月1日まで(同日を含まない。)は、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間(平成25年1月1日に開始する四半期については、同日から同年1月31日)において、本新株予約権を行使することができる。ただし、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下 及び の期間は適用されない。( )Standard & Poor's Ratings Services若しくはその承継格付機関(以下「S&P」という。)による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がB以下である期間、若しくは株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がA以下である期間、( )S&P若しくはR&I

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還の通知を行った以後の期間 (ただし、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

により当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は( )S&P若しくはR&Iによる当社の長期優先債務若しくは本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている

当社が組織再編等を行うにあたり、上記4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の発行要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間

6 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の発行要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、( )その時点で適用のある法律上実行可能であり、( )そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、( )当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して本新株予約権付社債の発行要項に定める証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権 に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

### 新株予約権の数

期間

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、下記( )又は( )に従う。なお、転換価額は上記3(3)と同様の調整に服する。

( )合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

( )上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に 本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に 承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、 承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記「新株予約権の行使期間」に 定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記 5(2)と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。 その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の発行要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の発行要項に従う。
- 7 平成23年3月30日開催の第86回定時株主総会において期末配当金を1株につき14円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、中間配当金を含めた当期の年間配当が1株につき26円となったことに伴い、信託証書の転換価額調整条項に従い、平成23年1月1日に遡って転換価額を1,098円から1,094.3円に調整した。提出日の前月末現在の各数値は、調整後の数値に基づいている。
- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 適用ありません。

# (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

# (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成18年1月1日~						
平成18年12月31日	14	1,186,013	7	90,480	7	90,772
(注)						
平成19年1月1日~						
平成19年12月31日	668	1,186,682	378	90,859	378	91,151
(注)						
平成20年1月1日~						
平成20年12月31日	23	1,186,705	13	90,873	13	91,164
(注)						
平成21年1月1日~						
	-	1,186,705	-	90,873	-	91,164
平成21年12月31日						
平成22年1月1日~						
	-	1,186,705	-	90,873	-	91,164
平成22年12月31日						

# 注 転換社債の転換によるものであります。

# (6)【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)						単元未満		
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	金融商品 その他の	外国法	去人等 T 個人その他		計	株式の状況
	団体	亚州对汉民	取引業者	法人	個人以外	個人		ПΙ	(株)
株主数	1	163	55	1,193	580	16	47.034	49,042	
(人)	!	103	55	1,193	360	10	47,034	49,042	-
所有株式数	16	477 464	04 074	122 260	265 006	30	100 675	1 100 200	6 406 005
(単元)	10	477,161	21,271	133,260	365,886	30	182,675	1,180,299	6,406,905
所有株式数									
の割合	0.00	40.43	1.80	11.29	31.00	0.00	15.48	100.00	-
(%)									

注 自己株式19,722,989株は「個人その他」に19,722単元及び「単元未満株式の状況」に989株を含めて記載しております。

# (7)【大株主の状況】

## 平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信 託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	71,684	6.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社信託口	"中央区晴海一丁目 8 番11号	59,785	5.04
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資 産管理サービス信託銀行株式会社)	<ul><li>" 千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)</li></ul>	48,078	4.05
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	45,307	3.82
日本生命保険相互会社	" 千代田区丸の内一丁目6番6号	34,338	2.89
ジェーピーモルガンチェースバンク380055 (常任代理人株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	米国 ニューヨーク (東京都中 央区月島四丁目16番13号)	30,024	2.53
株式会社みずほコーポレート銀行(常任代 理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	24,272	2.05
公益財団法人旭硝子財団(注1)	東京都千代田区四番町5番3号	23,230	1.96
三菱地所株式会社	" 千代田区大手町一丁目6番1号	22,703	1.91
株式会社三菱東京UFJ銀行(注2)	" 千代田区丸の内二丁目7番1号	20,686	1.74
計	-	380,110	32.03

- 注 1 公益財団法人旭硝子財団は、昭和9年に当社の創立25周年を記念して設立された公益法人で、次の時代を拓く科学・技術に関する調査・研究、国際会議に対し必要な助成等を行うとともに、地球環境問題における顕著な業績に対する顕彰を行っております。
  - 2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成19年10月15日付で、株式会社三菱東京UFJ銀行ほか4 社を共同保有者とする株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、平成19年10月8日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、当社として平成22年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	36,358	3.06
三菱UFJ信託銀行株式会社ほか3社	73,387	6.18
計	109,745	9.25

# (8)【議決権の状況】

# 【発行済株式】

# 平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
	   (自己保有株式)		権利内容に何ら限定のない当	
			社における標準となる株式で	
   完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 19,722,000	-	あります。また、単元株式数は	
元主俄沃惟怀式(日口怀式寺) 			1,000株であります。	
	(相互保有株式)		   同上	
	普通株式 244,000	-	비기エ	
   完全議決権株式(その他)	普通株式	1,160,333	   同上	
光主磁次性体以(その他)	1,160,333,000	1,100,333	四上	
単元未満株式	普通株式 6,406,905	-	同上	
発行済株式総数	1,186,705,905	-	-	
総株主の議決権	-	1,160,333	-	

注 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式 989株

相互保有株式 共栄商事株式会社 703株

# 【自己株式等】

# 平成22年12月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 旭硝子株式会社	東京都千代田区有 楽町一丁目12番 1 号	19,722,000	-	19,722,000	1.66
(相互保有株式) 共栄商事株式会社	東京都大田区南蒲田二丁目16番1号	244,000	-	244,000	0.02
計	-	19,966,000	-	19,966,000	1.68

# (9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。 当該制度の内容は次のとおりであります。

平成17年3月30日定時株主総会において決議されたもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが、平成17年3月30日開催の第80回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年 3 月30日
	当社取締役6名、執行役員(当社取締役兼任者を除く)
付与対象者の区分及び人数	24名及び従業員7名並びに当社関係会社の取締役4名及
	び従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 イ 」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 平成18年3月30日定時株主総会において決議されたもの

旧商法第280条 J20及び第280条 J21の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが、平成18年 3 月30日開催の第81回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年3月30日	
	当社取締役6名、執行役員(当社取締役兼任者を除く)	
付与対象者の区分及び人数	25名及び従業員7名並びに当社関係会社の取締役4名及	
	び従業員1名	
新姓子の佐の日的 トかる姓子の孫若	「(2) 新株予約権等の状況 イ 」及び「(2) 新株予約	
新株予約権の目的となる株式の種類 	権等の状況 イ 」に記載しております。	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成19年3月29日定時株主総会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することが、平成19年3月29日開催の第82回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年3月29日	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名並びに当社子会社の取締役3名及び従業 員1名	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しております。	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成19年6月13日取締役会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び取締役を兼務しない執行役員に対し、新株予約権を発行することが、平成19年6月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年 6 月13日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名、執行役員(当社	
1) 与対象有の区方及び入数	取締役兼任者を除く)22名	
	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しておりま	
新株予約権の目的となる株式の種類 	す。	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成20年3月28日定時株主総会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することが、平成20年3月28日開催の第83回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年 3 月28日	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員12名並びに当社子会社の取締役1名及び従業員1名	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しておりま す。	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成20年6月11日取締役会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び取締役を兼務しない執行役員に対し、新株予約権を発行することが、平成20年6月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年 6 月11日	
	当社取締役(社外取締役を除く)4名、執行役員(当社	
付与対象者の区分及び人数 	取締役兼任者を除く)22名	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しておりま	
MIV 1. WALE の目れてなる。WTV の様葉	<b>ਰ</b> ,	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成21年3月27日定時株主総会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することが、平成21年3月27日開催の第84回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年 3 月27日	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員14名並びに当社子会社の取締役1名及び従 員1名	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しております。	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

# 平成21年6月10日取締役会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び取締役を兼務しない執行役員に対し、新株予約権を発行することが、平成21年6月10日開催の取締役会において決議されたものであります。

9 .		
決議年月日	平成21年 6 月10日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名、執行役員(当社 取締役兼任者を除く)20名	
	-	
   新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 口 」に記載しておりま	
	<b>ब</b> ,	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成22年3月30日定時株主総会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員等に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することが、平成22年3月30日開催の第85回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年 3 月30日	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員35名並びに当社子会社の取締役2名及び従業	
1) ラ対象有の区方及び入数	員6名	
** 大子がたの日的とかる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しておりま	
新株予約権の目的となる株式の種類 	す。	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

# 平成22年6月9日取締役会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。)及び取締役を兼務しない執行役員に対し、新株予約権を発行することが、平成22年6月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

9.		
決議年月日	平成22年6月9日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)4名、執行役員(当社	
りつ対象省の区別及び八数	取締役兼任者を除く)21名	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 ロ 」に記載しておりま	
	<b>ਰ</b> ,	
株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

平成23年2月9日取締役会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対し、新株予約権を発行することが、平成23年2月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年2月9日		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員1名		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)		
株式の数	31,000株(注2)		
新株予約権の行使時の払込金額	行使により交付を受けることができる		
	株式1株につき1円		
新株予約権の行使期間	平成23年3月2日~		
	平成53年 3 月 1 日		
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)		

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。
  - 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、平成23年3月1日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10年間に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 上記(2)に拘わらず、対象者は、以下の、又はに定める場合(ただし、については、対象者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り(ただし、上記「新株予約権の行使期間」の期間内とする。)、割当契約の定めるところにより、新株予約権を行使することができる。

対象者が平成48年3月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年3月2日から平成53年3月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

対象者が、自己の都合により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合(ただし、就 労不能障害により地位を喪失した場合を除く。)

権利行使開始日から1年間

- (4) 対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- (5) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (6) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。

- 注 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総 称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存す る新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を 以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会 社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付 する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において 定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記( )に従って 決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、 再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象 会社の株式1株当たり1円とする。
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使 することができる期間の満了日までとする。
  - ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - ( ) 新株予約権の取得事由及び条件 残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは 分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計 画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得する ことができる。

平成23年3月30日定時株主総会において決議されたもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対 し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することが、平成23年3月 30日開催の第86回定時株主総会において決議されたものであります。

WHITE THE CONTROL OF		
決議年月日	平成23年 3 月30日	
	付与対象者は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役	
   付与対象者の区分及び人数	及び従業員の中から、提出日以降に開催される取締役会に	
りつ対象目の区分及び八数	おいて決定される予定であり、付与対象者の区分及び人数	
	も同取締役会において決定される。	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注1)	
株式の数	190,000株を上限とする。(注2)	
新株予約権の行使時の払込金額	(注3)	
新株予約権の行使期間	割当日より3年を経過した日から、6年間とする。	
新株予約権の行使の条件	(注4)	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

- 注 1 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単 元株式数は1,000株である。
  - 2 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、当社が、 当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同様。)又は株式併合を行う場 合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものと

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割(又は株式併合)の比率 また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式 数を調整する。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが できる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取 引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。以下、「終値」とい う。) の平均値(終値のない日数を除く。) とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終 値を下回る場合は、割当日の終値を行使価額とする。

なお、割当日以後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整 し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、割当日以後、当社が当社普通株式について時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う 場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株式の 発行又は自己株式の処分が、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使又は当社による 新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

新規発行(処分)株式数×1株当たり払込金額 既発行株式数 + 新規発行(処分)前の株価 調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×-既発行株式数 + 新規発行(処分)株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかか

る自己株式数を控除した数とする。

- 4 (1) 各新株予約権の一部行使はできない。
  - (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「対象者」という。)は、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位を失った後も、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」という。)に定めるところにより、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 対象者が死亡した場合は、割当契約に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
  - (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
  - (5) その他、新株予約権の行使の条件は、割当契約に定めるところによる。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「株式の数」に準じて決定する。
  - ( ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金 額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上 記( )に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額
  - ( ) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行 為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使
  - () 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
  - ( )譲渡による新株予約権の取得の制限

することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

( ) 新株予約権の取得事由及び条件

とする。

残存新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得事由及び条件は次のとおり。

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	689,128	609,910,496
当期間における取得自己株式	38,454	39,700,416

注 当期間における取得自己株式には、平成23年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの単元未満株式の買取 請求によるものは含まれておりません。

# (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事美	業年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	ı	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	ı	-	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	1	-	
その他(注)	86,445	95,472,085	2,579	2,832,938	
保有自己株式数	19,722,989	-	19,758,864	-	

- 注 1 当事業年度の内訳は、単元未満株式の買増請求による買増し(株式数86,445株)であります。また、当期間は単元未満株式の買増請求による買増し(株式数2,579株)であります。
  - 2 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成23年3月1日から有価証券報告書を提出する日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買増請求によるものは含まれておりません。

# 3【配当政策】

当社は、利益の配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、連結配当性向30%程度を目安とし、連結業績や将来の投資計画等も総合的に勘案しながら、積極的に株主の皆様への還元に努めていきたいと考えております。

当期の期末配当金は、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、1 株当たり14円としました。 中間配当金を含めた当期の年間配当金は、前期に比べ10円と増配で、1 株当たり26円となり、連結配当性向は24.6%

内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら企業価値の継続的な向上のための研究開発や設備投資・投融資、M&Aなどに活用することを基本方針としています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、定款に「当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年8月5日	14 040	12.0
取締役会決議	14,010	12.0
平成23年 3 月30日	46 227	14.0
定時株主総会決議	16,337	14.0

## 4【株価の推移】

# (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第82期 第83期 第84期		第85期	第86期	
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	1,806	1,778	1,500	903	1,136
最低(円)	1,262	1,380	434	413	764

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

# (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

( - //-	- / 3 / 3 / 5 / 3 / 3 / 3					
月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	910	925	911	887	960	974
最低(円)	788	816	818	764	765	889

注 株価は、東京証券取引所市場第一部の市場相場によるものであります。

# 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
				昭和54年4月 当社入社 平成18年1月 当社執行役員関西工場長 平成18年4月 当社執行役員エレクトロニクス&エ		
代表取締役 社長執行役員 C E O		石村 和彦	昭和29年 9月18日生	ネルギー事業本部長   平成19年1月 当社上席執行役員エレクトロニク   ス&エネルギー事業本部長	1年	52
				平成20年3月 当社取締役兼社長執行役員COO 平成22年1月 当社取締役兼社長執行役員CEO (現在に至る)		
				昭和45年4月 当社入社		
				平成13年6月 当社取締役   平成14年6月 当社執行役員ディスプレイカンパ   ニーCRTガラス本部長		
				平成17年3月 当社上席執行役員ディスプレイカン パニーFPDガラス本部長		
代表取締役 副社長執行役員		西見 有二	昭和22年 1月20日生	平成19年1月 当社上席執行役員ディスプレイカンパニープレジデント	1年	24
即在这批门及其			1月20日主	平成20年3月 当社専務執行役員ディスプレイカン パニープレジデント		
				平成21年1月 当社副社長執行役員電子セクター長 平成21年7月 当社副社長執行役員電子カンパニー		
				プレジデント		
				平成23年3月 当社取締役兼副社長執行役員 (現在に至る)		
				昭和49年4月 当社入社   平成15年6月 当社執行役員化学品カンパニー事業		
				十成10年0万 当社報刊収買化手品ガンバニ 事業   統括本部長		
代表取締役		   加藤 勝久	昭和24年	平成17年3月 当社執行役員技術本部中央研究所長	   1年	47
専務執行役員		3.436 337 (	3月10日生	平成18年1月 当社上席執行役員中央研究所長	' '	
				平成20年3月  当社取締役兼常務執行役員   平成22年1月  当社取締役兼専務執行役員 (現在		
				に至る) 昭和54年4月 当社入社		
				平成20年3月 当社執行役員経営企画室調査役		
取締役			 昭和31年	平成21年 1 月 当社執行役員経営企画室長		
常務執行役員	社長室長	藤野 隆	2月12日生	平成22年1月 当社常務執行役員社長室長	1年	26
				平成22年3月 当社取締役兼常務執行役員社長室長   		
				(現在に至る) 昭和43年4月 東京地方検察庁検事		
				平成11年12月  法務事務次官		
				平成14年1月 最高検察庁次長検事		
取締役		   松尾 邦弘	昭和17年	平成15年9月 東京高等検察庁検事長	1年	7
47 MI IX		1476 7634	9月13日生	平成16年6月 検事総長	' -	'
				平成18年6月 同上退官		
				平成18年9月 弁護士登録(現在に至る)   平成19年3月 当社取締役(現在に至る)		
				昭和39年4月 東京電気化学工業㈱(現TDK㈱)		
				平成8年6月 同社取締役		
取締役		     澤部 肇	昭和17年	平成10年6月 同社取締役社長	   1年	1
Numb IV		/+H" <del>+</del>	1月9日生	平成18年6月 同社取締役会長(現在に至る)	' ¯	· '
				平成20年3月 当社取締役(現在に至る)   代表者である他の会社		
				代表者である他の会社   TDK㈱		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		坂根 正弘	昭和16年 1月7日生	昭和38年4月 ㈱小松製作所入社 平成元年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役社長兼CEO 平成19年6月 同社取締役会長(現在に至る) 平成23年3月 当社取締役(現在に至る)	1年	-
常勤監査役		寺島 孝	昭和22年 8月19日生	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役経営管理室長 平成14年6月 当社執行役員経営管理室長 平成16年3月 当社執行役員経営企画室長 平成17年3月 当社常勤監査役(現在に至る)	4年	63
常勤監査役		玉井 泉	昭和24年 5月5日生	昭和48年4月 (株)三菱銀行(現株)三菱東京UFJ銀 行)入社 平成12年6月 同行取締役 平成13年6月 同行執行役員 平成16年5月 同行常務執行役員 平成17年1月 同上退任 平成17年1月 (株)DCキャッシュワン取締役副社長 平成21年3月 同上退任 平成21年3月 司上退任	4年	4
監査役		引馬 滋	昭和21年 11月 6 日生	昭和45年4月 日本銀行入行 平成9年9月 同行経営管理局長 平成10年5月 同行理事 平成12年5月 同行退行 平成13年5月 CRD運営協議会(現一般社団法人  CRD協会)代表理事 平成21年6月 同会代表理事会長(現在に至る) 平成22年3月 当社監査役(現在に至る)	4年	-
監査役		芳賀 研二	昭和22年 2月4日生	昭和46年4月日本オイルシール工業㈱(現NOK ㈱)入社 昭和60年6月同社取締役技術本部副本部長平成5年6月同社常務取締役研究開発本部長平成16年6月同社監査役 平成20年6月同社相談役(現在に至る)平成23年3月当社監査役(現在に至る)	4年	-
	<u></u>			計		224

- 注 1 取締役のうち松尾邦弘氏、澤部肇氏及び坂根正弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2 監査役のうち玉井泉氏、引馬滋氏及び芳賀研二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 3 取締役7名は、平成23年3月30日開催の第86回定時株主総会で選任されたものであります。
  - 4 監査役のうち寺島孝氏及び玉井泉氏は平成21年3月27日開催の第84回定時株主総会で、引馬滋氏は平成22年3月30日開催の第85回定時株主総会で、芳賀研二氏は平成23年3月30日開催の第86回定時株主総会で、それぞれ選任されたものであります。
  - 5 執行役員は取締役兼務者を含め平成23年3月30日現在で28名であります。

# 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

### (i) 企業統治の体制の概要

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化することです。また、経営執行についてはコーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図っています。

### イ.経営監視の体制と施策の実施状況

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在(平成23年3月30日)、取締役の人数は7名(任期1年)、うち3名が社外取締役です。また、執行役員制を採用しており、執行役員(任期1年)は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

当連結会計年度においては、合計13回の取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算、平成22年から平成24年までの中期経営計画の進捗及び次年度の事業・資金計画等の重要事項の承認を行いました。

また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役及び執行役員等の評価・選任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

指名委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計4名の取締役で構成されています。なお、当社では、社外取締役の独立性を確保するため、会社法における社外取締役の規定に加え、当社独自の内規を定め、これを社外取締役の選任基準としています。

当連結会計年度においては、合計 5 回の指名委員会を開催し、取締役候補者及び次期執行役員の推薦等を取締役会に対して行いました。

また、報酬委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計4名の取締役で構成されています。

当連結会計年度においては、合計 5 回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、株主と経営陣の間で利益が共有され、当社グループの持続的な発展を目指した業績目標の達成を経営陣に動機づけること等を主旨とした報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度等について審議しました。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を構成しています。

当連結会計年度においては、合計16回の監査役会を開催しました。各監査役は、監査役会が定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、本社各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。監査役会は、各監査役の監査報告に基づき、監査報告書を作成して取締役に提出しました。

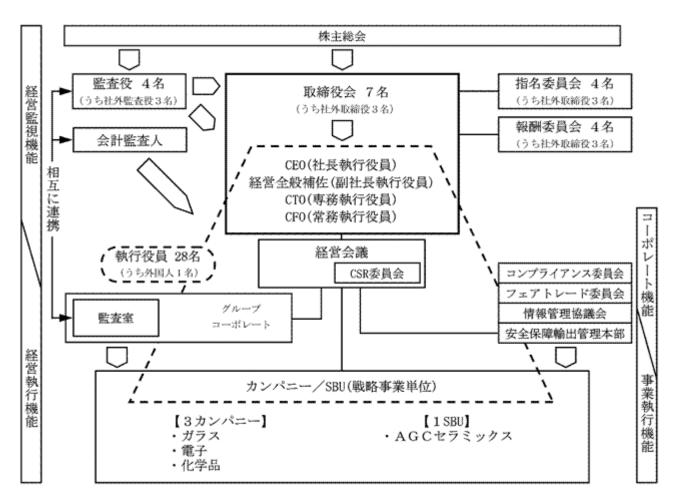
### 口.経営執行の体制

当社は、執行役員制、カンパニー(社内擬似分社)制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー/SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、現在「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つのカンパニーを設置しています。それ以下の規模の事業単位はSBU(戦略事業単位:ストラテジックビジネスユニット)と位置付け、「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

上記の当社グループの経営監視及び経営執行の仕組み、コーポレート・ガバナンス体制の概要図は次のとおりです。

### 概要図



# ( )企業統治の体制を採用する理由

上記のとおり、当社は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離することにより経営監視機能を強化するとともに、社外取締役の選任及び任意の指名委員会、報酬委員会の設置により経営の客観性・透明性の向上を図っています。これに加え、監査役による取締役の職務執行の監査も十分に機能していることから、コーポレート・ガバナンスの体制の強化を十分図ることができると考えられるため、監査役制度を採用しています。

### ( )内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

イ.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制) について

当社グループは、グループビジョン "Look Beyond"において、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観の一つとして「インテグリティ(誠実)」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組んでいます。

具体的には、当社では、法令・企業倫理遵守の専門機関として、法令遵守担当の社長執行役員の下にグローバルコンプライアンスリーダー(担当執行役員)及びコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンス施策の企画と実践を行っています。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準(AGCグループ行動基準)を策定し、教育・研修の実施等の展開を図っています。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、社内窓口に加え、社外弁護士事務所等に通報・相談窓口(ヘルプライン)を設置し、更に、当社全従業員に対し、毎年、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けています。また、コンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況を定期的に取締役会に報告しています。

内部監査については、監査室が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

口.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)について 当社は、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。

重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する基本方針を社内に周知し、所定の手続に従い実施しています。

八、損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)について

当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に経営会議、取締役会で審議し、監視することとしています。また、事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU (戦略事業単位)が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

コンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちに対策本部(海外安全対策本部・地震対策本部・緊急対策本部等)を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を、危機管理マニュアル、その他の社内規程に基づき、整備しています。

二.取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的な職務執行体制)について 当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経 営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の 監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客 観性を担保しています。

経営執行については、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任するとともに、経営方針・業績目標に沿った具体的な業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (グループ会社の管理体制) につい

て

子会社に関する一定の重要事項は、当社の経営会議、取締役会においても審議します。

グローバルコンプライアンスリーダー(担当執行役員)の下に、コンプライアンス委員会を設置するとともに行動基準(AGCグループ行動基準)にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域ごとの遵守事項を定め、当社グループのコンプライアンス体制を整備しています。

子会社で生じた重要なコンプライアンス等に関する問題が速やかに当社に報告され、適切な対応が可能となるよう、日本・アジア、欧州、北米の3地域を統括するグローバルな監査体制並びにコンプライアンス及び法務管理体制を構築しています。

また、コンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況を定期的に取締役会に報告しています。

内部監査については、監査室及び各地域に配置した監査要員が、当社及び国内外の子会社に対して、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「AGCグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

- へ.監査役の監査体制に関する事項について
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。
- b. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

- c. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、そ の他社内規程に定める事項を報告することとしています。
- d. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役の会合を定期的に開催しています。

内部監査機能を有する監査室等と監査役の会合を定期的に開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。

### ( )責任限定契約の概要

当社と社外取締役松尾邦弘氏、澤部肇氏及び坂根正弘氏、並びに社外監査役玉井泉氏、引馬滋氏及び芳賀研二氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

### 内部監査及び監査役監査の状況

( ) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続、会計監査の状況

内部監査については、監査室及び欧米にグループで約32名の内部監査人員が、年度監査計画等に基づき、管理、運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を、海外グループ会社も含めて、実施しています。また、社長執行役員の補佐機能として、監査室は当社グループの内部統制システムの構築、運営状況及びリスクマネジメントのモニタリングを行い、各カンパニー/SBUの内部統制システムの構築と運営を支援しています。監査結果は定期的に取締役会に報告しています。

監査役の人数は4名であり、うち3名が社外監査役です。監査役の職務を補助すべき組織として、監査役会事務局を設置しています。監査役寺島孝氏は、当社経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役玉井泉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、社外監査役引馬滋氏は、日本銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

当社は、当連結会計年度の会計監査業務を有限責任あずさ監査法人に委嘱しています。当連結会計年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

イ.業務を執行した公認会計士の氏名(継続監査年数)

鈴木 輝夫(5年)

平野 巌(5年)

乗松 敏隆(3年)

口.監査業務に係る補助者の構成

公認会計士11名、会計士補等12名、その他(システム監査担当等)10名

なお、監査役、監査室及び会計監査人は、報告や意見交換を通じ適宜連携し、監査の実効性を高めるとともに、その充実を図っています。

( ) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役(含む社外監査役)は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。また、内部監査機能を有する監査室と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査室からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

また、監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・ 運用状況について定期的に把握しています。さらに、経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な 会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。

## 社外取締役及び社外監査役の状況

( ) 社外取締役及び社外監査役の員数及び当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 当社は、取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役4名のうち3名が社外監査役となっています。

社外取締役澤部肇氏が代表取締役会長に就任しているTDK(株)と当社の間では、電子部品関連製品の取引等を行っていますが、価格その他の取引条件につきましては、一般的取引と同様に決定しています。その他の社外取締役及び社外監査役と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社株式の所有状況は、5「役員の状況」に記載のとおりです。

( ) 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況に関する当社の考え

方

# イ. 社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
	松尾邦弘氏については、検事総長を務めるなど法曹界において豊富な経験を有し
	ています。この経験を生かし、コンプライアンスの観点から当社の経営全般に対し
   松尾邦弘	て提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待でき
Milethia 	るため、社外取締役に選任しています。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監
	<b>査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理</b>
	由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
	澤部肇氏については、TDK(株)の取締役会長を務めており、変化が激しいエレク
   澤部 <del>肇</del>	トロニクス産業における会社経営についての豊富な経験を有しています。この経
/辛卯 <u>丰</u>	験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポ
	レート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。
	坂根正弘氏については、(株)小松製作所の取締役会長を務めており、新興国で積極
	的に建設機械事業を展開する同社において会社経営の豊富な経験を有していま
坂根正弘	す。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社
	のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任していま
	す。

## 口. 社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
	玉井泉氏については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見
玉井泉	を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるた
	め、社外監査役に選任しています。
	引馬滋氏については、日本銀行における長年の経験と財務等に関する豊富な知見
引馬滋	を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるた
	め、社外監査役に選任しています。
	芳賀研二氏については、NOK(株)において研究開発業務に長年携わり、同社取締
芳賀研二	役として会社経営に関与した経験を有するとともに、同社監査役としての経験も
	有しています。この経験を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できる
	ため、社外監査役に選任しています。

### 八. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、社外取締役の独立性を確保するための当社 独自の選任基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外 監査役の要件に加え、会社との関係、取締役や執行役員との関係等を勘案して独立性に問題ないことを、監査役会及 び指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役松尾邦弘氏、澤部肇氏及び坂根正弘氏並びに社外監査役玉井泉氏、引馬滋氏及び芳賀研二氏を、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所に独立役員として届け出ています。

( ) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要な会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に開催しています。また、内部監査機能を有する監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通し、連携して監査の実効性を高めています。

### 取締役及び監査役の報酬

### ( ) 取締役及び監査役の報酬等の額

当連結会計年度における、当社の取締役及び監査役の報酬は、次のとおりです。

		<del>+</del> 44	内訳 支給人数 内訳						
		文紹入数				賞	与	株式報酬型	
				月例	報酬	(当連結会	計年度に	ストック	
		<b>又</b> 和	<b>約</b> 心 合具			係る賞与の額)		オプシ	/ョン
		支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給
		人数総額		人数	金額	人数	金額	人数	金額
H0.4	締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
<del>1</del> X;	<b>師1又</b> 	8	500	8	309	4	110	4	80
	うち社外取締役	3	43	3	43	-	-	-	-
監	查役	5	93	5	93	-	-	-	-
	うち社外監査役	4	57	4	57	-	-	-	-

- 注 「支給人数及び支給総額」、「月例報酬」には、平成22年3月30日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって 退任した取締役1名、監査役(社外監査役)1名に係る報酬が含まれています。また、「賞与」には、同総会終結 の時をもって退任した取締役1名に係る賞与が含まれています。
- ()連結報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額

当連結会計年度において、報酬等の総額が1億円以上である者は、次のとおりです。

					内訳	
氏名	役員区分	会社区分	支給総額	月例報酬	賞与 (当連結会計年 度に係る賞与の 額)	株式報酬型 ストック オプション
門松 正宏	取締役会長	提出会社	百万円	百万円	百万円	百万円
1 114 11/4	4人间以五尺	延出去江	132	104	-	27
石村 和彦	代表取締役 社 長執行役員CEO	提出会社	181	82	64	33

- ( ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
- イ. 報酬に関する方針の内容
- a. 報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則において、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・AGCグループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること
- b.報酬の構成

当社役員の報酬制度は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されます。賞与は、単年度業績目標達成へのモチベーション促進を目的として、単年度の連結業績(キャッシュフロー及びEVA(経済付加価値)等)に応じて変動する仕組みとしています。また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットやリスクについても株主と共有し、中長期での業績及び企業価値向上への貢献意欲や土気を向上させることを目的としています。

報酬の構成は、執行役員を兼務する取締役については、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの3つで構成しており、執行役員を兼務しない取締役については、月例報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、社外取締役及び監査役については、月例報酬のみとしています。

## c.報酬水準

当社役員の報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、報酬委員会にて検証しています。

# 口.報酬の決定方法

上記「 企業統治の体制 (i) 企業統治の体制の概要」に記載のとおり、報酬委員会において、報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議し、取締役会に提案するとともに、報酬支払結果を検証することによって、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

### 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

## 取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めています。

## 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第 1 項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

更に中間配当においては、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日現在において株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

# 株式の保有状況

- (i) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 137銘柄 148,313百万円
- ( ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三菱地所㈱	22,714,072	34,207	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
三菱商事㈱	14,492,305	31,854	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
(株)三菱UFJフィナンシャ ル・グループ	34,559,470	15,171	中長期的な関係の維持・強化を図り、安定的且つ 機動的な資金調達を行うため
トヨタ自動車㈱	3,500,000	11,270	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
本田技研工業㈱	3,400,000	10,931	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
キリンホールディングス(株)	7,998,539	9,110	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
スズキ(株)	2,970,000	5,940	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
三菱瓦斯化学㈱	9,670,163	5,579	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
三菱重工業㈱	12,200,000	3,721	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
三菱倉庫(株)	3,315,168	3,587	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
三菱マテリアル㈱	5,031,900	1,303	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
㈱三菱総合研究所	630,000	1,176	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
日本碍子(株)	867,486	1,149	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
大和八ウス工業㈱	1,084,168	1,081	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
明和産業㈱	3,849,100	927	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため
㈱村上開明堂	739,000	920	中長期的な関係の維持・強化を図り、企業価値向 上に繋げるため

<sup>( )</sup> 保有目的が純投資目的である投資株式は保有していません。

## (2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計十等に対する報酬の内容】

	前連結会計年度		当連結会計年度	
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報   酬(百万円)	監査証明業務に基づく   報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)
提出会社	125	22	115	12
連結子会社	84	2	73	2
計	209	24	188	14

## 【その他重要な報酬の内容】

### (前連結会計年度)

当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて544百万円)を支払っております。

## (当連結会計年度)

当社の連結子会社であるAGCアメリカ、AGCガラス・ヨーロッパ他は、有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMGのメンバーファームに対して、財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて461百万円)を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

#### (前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務及び国際財務報告基準導入に関するアドバイザリー業務等があります。

#### (当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際財務報告基準導入に関するアドバイザリー業務等があります。

#### 【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬額については、事業規模、監査日程の十分性・効率性等を勘案し、監査公認会計士と十分に協議を行った上、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、 当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

## 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)の財務諸表についてはあずさ監査法人により監査を受け、また、当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の連結財務諸表及び当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

- 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて
  - 当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備する ため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また公益財団法人財務会計基準機構他が開催する研修 に参加しております。
- (2) 将来の指定国際会計基準適用に備え、社内に専門組織を設置し、社内規程やインフラ等の整備を進めております。

# 1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	83,953	91,497
受取手形及び売掛金	4, 6 225,480	237,962
有価証券	20,000	68,000
商品及び製品	77,647	74,122
仕掛品	34,604	38,737
原材料及び貯蔵品	64,294	63,493
繰延税金資産	16,419	21,450
その他	41,746	36,712
貸倒引当金	5,637	5,060
流動資産合計	558,509	626,916
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	546,985	531,935
減価償却累計額	291,614	289,678
建物及び構築物(純額)	255,371	242,257
機械装置及び運搬具	1,502,079	1,477,207
減価償却累計額	1,039,679	1,020,608
機械装置及び運搬具(純額)	462,399	456,599
工具、器具及び備品	97,633	96,429
減価償却累計額	83,374	82,927
工具、器具及び備品(純額)	14,259	13,501
土地	83,601	80,669
リース資産	5,618	4,467
減価償却累計額	1,147	1,054
リース資産(純額)	4,471	3,412
建設仮勘定	108,182	64,955
有形固定資産合計	<sub>3, 4</sub> 928,285	3, 4 861,395
無形固定資産		-,
のれん	<sub>7</sub> 15,752	7 17,375
その他	20,461	22,107
無形固定資産合計	36,213	39,482
投資その他の資産	20,210	55,102
投資有価証券	199,816	187,308
長期貸付金	6,788	5,489
長期前払費用	2,287	1,954
操延税金資産	36,953	31,138
その他	15,111	13,032
貸倒引当金	2,090	2,679
投資その他の資産合計	258,867	236,244
固定資産合計	1,223,366	1,137,122
資産合計	1,781,875	1,764,038

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	129,237	124,350
短期借入金	64,046	60,388
コマーシャル・ペーパー	1,498	7,643
1年内償還予定の社債	3,167	32,633
未払金	41,085	43,822
未払費用	18,895	20,503
未払法人税等	17,789	48,413
預り金	27,171	29,073
賞与引当金	6,328	7,789
役員賞与引当金	132	145
定期修繕引当金	2,807	3,152
事業構造改善引当金	4,723	1,793
その他	18,700	22,520
流動負債合計	335,583	402,23
固定負債		
社債	165,152	132,250
新株予約権付社債	100,000	100,000
長期借入金	263,483	4 172,362
繰延税金負債	13,317	15,095
退職給付引当金	64,265	59,283
役員退職慰労引当金	399	299
特別修繕引当金	7,230	4,78
事業構造改善引当金	6,738	12,12
その他	17,392	15,78
固定負債合計	637,979	511,985
負債合計	973,563	914,223
吨資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金	96,961	96,96
利益剰余金	648,939	748,75
自己株式	21,152	21,66
株主資本合計	815,622	914,920
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42,593	38,555
繰延ヘッジ損益	299	8
為替換算調整勘定	103,032	145,313
評価・換算差額等合計	60,738	106,67
新株予約権	992	1,270
少数株主持分	52,436	40,290
純資産合計	808,312	849,815
負債純資産合計	1,781,875	1,764,038

# 【連結損益計算書】

(単位:百万円) 結会計年度 当連結会計年度

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	1,148,198	1,288,947
売上原価	826,995	838,022
売上総利益	321,202	450,924
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	50,041	-
給料及び手当	61,794	-
賞与引当金繰入額	3,701	-
退職給付引当金繰入額	5,987	-
研究開発費	44,958	-
その他	68,038	-
販売費及び一般管理費合計	234,520	2, 4 221,719
当 営業利益	86,682	229,205
営業外収益		
受取利息	1,735	1,276
受取配当金	2,801	2,627
為替差益	9,683	-
持分法による投資利益	-	2,188
その他	7,051	2,542
営業外収益合計	21,271	8,635
営業外費用		
支払利息	10,038	6,258
コマーシャル・ペーパー利息	112	17
社債発行費	2,835	2.025
為替差損	-	2,837
持分法による投資損失 その他	451 7,307	1,920
営業外費用合計	20,746	11,034
経常利益	87,207	226,806
特別利益	67,207	220,800
固定資産売却益	2,879	1,597
投資有価証券売却益	3 4	3
子会社株式売却益	289	1,401 102
特別修繕引当金戻入額	842	102
負ののれん発生益	-	1,042
その他	429	838
特別利益合計	4,445	4,983
特別損失		·
固定資産除却損	6,681	4,953
減損損失	18,341	12,410
事業構造改善費用	24 940	15 396
その他	1,190	6,871
特別損失合計	51,153	39,631
税金等調整前当期純利益	40,499	192,158
法人税、住民税及び事業税	20,092	60,232
法人税等調整額	259	2,940
法人税等合計	19,833	63,172
少数株主利益	680	5,801
当期純利益	19,985	123,184

(単位:百万円)

914,920

## 【連結株主資本等変動計算書】

当期末残高

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 90,873 90,873 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 90,873 90,873 資本剰余金 前期末残高 96,961 96,961 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 96,961 96,961 利益剰余金 前期末残高 660,237 648,939 当期変動額 剰余金の配当 23.352 23,350 当期純利益 19,985 123,184 自己株式の処分 20 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 8,293 -持分法の適用範囲の変動 394 当期変動額合計 11,298 99,812 当期末残高 648,939 748,751 自己株式 前期末残高 21,140 21,152 当期変動額 自己株式の取得 92 609 自己株式の処分 79 95 当期変動額合計 12 514 当期末残高 21,152 21,666 株主資本合計 前期末残高 826,932 815,622 当期変動額 23,352 23,350 剰余金の配当 当期純利益 19,985 123,184 自己株式の取得 609 92 47 自己株式の処分 74 在外子会社の会計処理の変更に伴う増減 8,293 持分法の適用範囲の変動 -394 当期変動額合計 11,310 99,298

815,622

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	25,328	42,593
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	17,264	4,037
当期変動額合計	17,264	4,037
当期末残高	42,593	38,555
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	3,805	299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	3,506	380
当期变動額合計	3,506	380
当期末残高	299	81
土地再評価差額金		
前期末残高	62	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	62	-
当期变動額合計	62	-
当期末残高	-	-
為替換算調整勘定		
前期末残高	118,142	103,032
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	15,109	42,281
当期变動額合計	15,109	42,281
当期末残高	103,032	145,313
評価・換算差額等合計		
前期末残高	96,556	60,738
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	35,818	45,938
当期変動額合計	35,818	45,938
当期末残高	60,738	106,677
新株予約権		
前期末残高	672	992
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	319	283
当期変動額合計	319	283
当期末残高	992	1,276
少数株主持分		
前期末残高	49,815	52,436
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,620	12,139
当期变動額合計	2,620	12,139
当期末残高	52,436	40,296

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	780,864	808,312
当期変動額		
剰余金の配当	23,352	23,350
当期純利益	19,985	123,184
自己株式の取得	92	609
自己株式の処分	47	74
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	8,293	-
持分法の適用範囲の変動	394	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,758	57,795
当期変動額合計	27,448	41,503
当期末残高	808,312	849,815

# 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	40,499	192,158
減価償却費	136,672	109,966
減損損失	18,341	12,410
のれん償却額	1,464	1,409
引当金の増減額( は減少)	14,990	1,256
受取利息及び受取配当金	4,536	3,904
支払利息	10,038	6,258
為替差損益( は益)	6,264	6,213
持分法による投資損益( は益)	451	2,188
投資有価証券売却及び評価損益( は益)	345	1,346
固定資産除売却損益( は益)	3,802	3,356
売上債権の増減額( は増加)	14,132	24,455
たな卸資産の増減額(は増加)	53,224	12,315
仕入債務の増減額( は減少)	39,191	3,578
その他	6,227	20,167
小計	191,951	312,565
利息及び配当金の受取額	7,023	5,626
利息の支払額	10,410	6,431
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	7,880	26,090
営業活動によるキャッシュ・フロー	180,683	285,669
定期預金の預入による支出	35,005	31,928
定期預金の払戻による収入	50,131	32,712
固定資産の取得による支出	133,259	114,222
固定資産の売却による収入	6,888	3,661
投資有価証券の取得による支出	271	1,747
子会社株式の取得による支出	-	14,318
投資有価証券の売却及び償還による収入	220	3,487
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る支出	-	2,515
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る収入	-	115
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	726	-
その他	4,993	109
投資活動によるキャッシュ・フロー	115,563	124,644

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減 額( は減少)	200,416	1,304
長期借入れによる収入	142,549	472
長期借入金の返済による支出	75,575	71,725
社債の発行による収入	169,628	-
社債の償還による支出	40,844	2,729
自己株式の取得による支出	92	609
配当金の支払額	23,352	23,350
その他	1,989	4,158
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,092	100,797
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,068	3,305
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	36,096	56,922
現金及び現金同等物の期首残高	59,772	95,869
現金及び現金同等物の期末残高	95,869	152,792

### 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

## 1 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 178 社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

なお、前連結会計年度まで連結の範囲に含めていた旭硝子ウレタン(株)ほか13社は、吸収合併等で子会社でなくなったことにより、当連結会計年度においては連結の範囲に含めておりません。

(2) 主要な非連結子会社名 大信フッソ工業㈱ エムテック㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2社 主要な会社名

グラスウェイ

(2) 持分法を適用した関連会社数 26社 主要な会社名

旭トステム外装㈱、鹿島ケミカル㈱、北海道曹達 ㈱、ショットフラットガラス

なお、前連結会計年度において持分法適用会社で あったエルナー㈱は、当社の影響力が低下したため、 当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外して おります。

(3)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名

日本カーバイド工業(株) 共栄商事(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益 剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として も重要性がないため、持分法の適用から除外しており ます

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日 と一致しております。 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 178 社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

このうち、旭硝子顕示玻璃(昆山)有限公司ほか7 社は、当連結会計年度より新たに連結子会社となった ものであります。

なお、前連結会計年度まで連結の範囲に含めていたAGC硝子建材エンジニアリング(株)ほか7社は、吸収合併等で子会社でなくなったことにより、当連結会計年度においては連結の範囲に含めておりません。

(2) 主要な非連結子会社名

エムテック㈱

(連結の範囲から除いた理由)

同左

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2 社 主要な会社名

グラスウェイ

(2) 持分法を適用した関連会社数 28社 主要な会社名

旭トステム外装㈱、鹿島ケミカル㈱、北海道曹達 ㈱、ショットフラットガラス

なお、当連結会計年度より、AGC-LIXILウィンドウテクノロジー㈱ほか2社については、持分法を適用しております。株式を追加取得し連結子会社としたことから、エスピー・パシフィック㈱(現社名AGCポリカーボネート㈱)は、当連結会計年度より持分法の範囲より除外しております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名

日本カーバイド工業(株) 共栄商事(株)

(持分法を適用しない理由)

同左

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

同左

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

- 4 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっております。

ロ デリバティブ

時価法によっております。

八 たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(会計方針の変更)

たな卸資産については、従来、移動平均法による低価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分企業会計基準委員会)を適用し、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、当連結会計年度における営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,987百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

(追加情報)有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日法律第23号)を契機に、実態に即して有形固定資産の耐用年数を見直しました。

この変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は11,988百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

ロ 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

- 4 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

同左

時価のないもの

同左

ロ デリバティブ

同左

八 たな卸資産

同左

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - イ 有形固定資産 (リース資産を除く) 主として定額法によっております。

## (会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、 国内では主として定率法、海外では主として定額法 によっておりましたが、グループ内の会計処理 の統一を図るために、当連結会計年度より国内にお いても主として定額法へ変更しました。

これに伴い、当連結会計年度の減価償却費は24,406 百万円減少し、営業利益が24,175百万円、経常利益が 24,402百万円及び税金等調整前当期純利益が24,406 百万円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に 記載しております。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

同左

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

### ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費等は支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

口 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

八 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員の次回の 賞与支給に備えて、次回支給見込額のうち当連結会 計年度負担分を計上しております。

二 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基 づき、当連結会計年度末において発生していると認 められる額を計上しております。

過去勤務債務については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により発生年度から償却しております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から償却しております。

## 木 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出 に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額 を計上しております。 ハ リース資産

同左

(3) 繰延資産の処理方法

同左

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

同左

口 賞与引当金

同左

八 役員賞与引当金

同左

二 退職給付引当金

同左

# (会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、この変更が当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額は軽微であります。

ホ 役員退職慰労引当金

同左

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

#### へ 特別修繕引当金

設備の定期的な大規模修繕に備えて、次回修繕の見 積り修繕金額と次回修繕までの稼動期間を勘案した 金額を計上しております。

ト 定期修繕引当金

設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点 検の見積り費用と、次回定期点検までの稼動期間を 勘案した金額を計上しております。

チ 事業構造改善引当金

事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の事業整理等により、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基 進

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ィ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:通貨スワップ取引、金利スワップ取

引、商品スワップ取引等

ヘッジ対象:社債、借入金、燃料等

ハ ヘッジ方針

主に事業活動上生じる為替変動、金利変動、商品の価格変動リスク等の市場リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

ニ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判断される場合には、有効性の判定は省略しております。

(7)

へ 特別修繕引当金

同左

ト 定期修繕引当金

同左

チ 事業構造改善引当金

同左

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基 進

同左

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ィ ヘッジ会計の方法

同左

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

同左

ハ ヘッジ方針

同左

ニ ヘッジの有効性評価の方法

同左

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却で行っております。なお、平成22年4月1日以後に発生した負ののれんは、当該負ののれんが発生した連結会計年度の利益として処理しております。

	<u> </u>
前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(8)	(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及
	び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金
	及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について
	僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償
	還期限の到来する短期投資からなっております。
(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な	(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な
事項	事項
イ 消費税等の会計処理	イ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっておりま	同左
<b>ब</b> ,	
ロ 連結納税制度の適用	ロ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。	同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	5
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時	
価評価法によっております。	
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	6
のれん及び負ののれんの償却については、20年間の均	
等償却で行っております。	
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	7
連結キャッシュ・フロー計算書における資金 (現金及	
び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金及	
び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少	
なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限	
の到来する短期投資からなっております。	

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日 企業会計基準委員会)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、期首の利益剰余金を8,293百万円減算したことに伴い、当連結会計年度末の連結貸借対照表における利益剰余金が、同額減少しております。なお、当連結会計年度における営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及びセグメント情報への影響は軽微であります。

## (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計土協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及びセグメント情報への影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き 続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理に よっております。

## (工事契約に関する会計基準)

請負工事に係わる収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。この変更の損益に与える影響はありません。

前連結会計年度 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	至 平成22年12月31日) (企業結合に関する会計基準等) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」 (企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)が平成22年4月1日以後最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用されることに伴い、当連結会計年度の平成22年4月1日以後実施される企業結合及び事業分離等について、これらの会計基準を
	適用しております。 

### 【表示方法の変更】

# 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成21年1月1日 (自 平成22年1月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) (連結貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規 則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7 日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連 結会計年度において、「たな卸資産」として掲記し ていたものは、当連結会計年度から「商品及び製 品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記し ております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」 に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及 び貯蔵品」は、それぞれ106,800百万円、49,575百万 円、70,730百万円であります。 2 前連結会計年度において、「前渡金」及び「前払費 用」として区分掲記していたものは、金額的重要性 により、当連結会計年度より流動資産の「その他」 に含めて掲記しております。なお、当連結会計年度 の、「前渡金」及び「前払費用」は、それぞれ816百 万円及び4,478百万円であります。 3 前連結会計年度において、「従業員預り金」及び 「繰延税金負債」として区分掲記していたものは、 金額的重要性により、当連結会計年度より流動負債 の「その他」に含めて掲記しております。なお、当連 結会計年度の、「従業員預り金」及び「繰延税金負 債」は、それぞれ134百万円及び1,217百万円であり ます。 (連結損益計算書) (連結損益計算書) 前連結会計年度において、「旅費交通費及び通信 費」「減価償却費」及び「のれん償却額」として区分 掲記していたものは、金額的重要性により、当連結会計 年度より販売費及び一般管理費の「その他」に含めて 掲記しております。なお、当連結会計年度の、「旅費交 通費及び通信費」「減価償却費」及び「のれん償却 額」は、それぞれ6,793百万円、8,859百万円及び1,464 百万円であります。 前連結会計年度において販売費及び一般管理費は、 適当と認められる費目に分類し掲載しておりました が、当連結会計年度より連結損益計算書の一覧性を高 めるため、「販売費及び一般管理費」として一括して 掲載する方法に変更しました。なお、主要な費目及びそ の金額は「注記事項」(連結損益計算書関係)に記載 しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書) 1 前連結会計年度において、「支払利息及びコマー シャルペーパー利息」として掲記していたものは、 EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表 の比較可能性を向上させるため、当連結会計年度よ

り「支払利息」「その他」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「支払利息」「その他」は、それぞれ14,002百万円、466百万円であります。

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年1月1日	(自 平成22年1月1日
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)
2 前連結会計年度において、「投資有価証券及び固定資産売却損益等」として掲記していたものは、EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当連結会計年度より「投資有価証券売却及び評価損益( は益)」「固定資産除売却損益( は益)」「その他」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却及び評価損益( は益)」「固定資産除売却損益( は益)」「固定資産除売却損益( は益)」「その他」は、それぞれ 398百万円、2,412百万円、2百万円であります。	

# 【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
至 十成21年12月31日)	至十版22年12月31日)
	(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用)
	当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に
	関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月
	28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計
	基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成
	20年11月28日)を適用しております。なお、賃貸等不動産
	の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

## 前連結会計年度 (平成21年12月31日)

- 1 受取手形裏書譲渡高は次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 1,271百万円
- 2 非連結子会社及び関連会社に対する投資有価証券 (株式)は40,008百万円であります。
- 3 国庫補助金等による固定資産圧縮額 国庫補助金等による圧縮記帳額は58百万円であり、 連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除して おります。

なお、その内訳は建物及び構築物22百万円、機械装置 及び運搬具33百万円、工具、器具及び備品2百万円で あります。

4 担保に供している資産及び担保を付している債務は 次のとおりであります。

担保に供している資産

定期預金	1,842百万円
売掛金	202百万円
有形固定資産	700百万円
<u>=</u>	2 745百万円

担保を付している債務

短期借入金	2,047百万円
長期借入金	664百万円
 計	2,711百万円

5 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し次のとおり保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

ひびき灘開発	584百万円
	(584百万円)
その他	232百万円
	(19百万円)
計	817百万円
	(604百万円)

6 当連結会計年度末日は金融機関の休日でありますが、この日が満期の手形については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。その決済額は次のとおりであります。

受取手形867百万円支払手形252百万円

7 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは、相殺表示をしております。相 殺前の金額は次のとおりであります。

のれん	19,872百万円
負ののれん	4,120百万円
	15 752百万円

## 当連結会計年度 (平成22年12月31日)

1 受取手形裏書譲渡高は次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 2.112百万円

- 2 非連結子会社及び関連会社に対する投資有価証券 (株式)は36,107百万円であります。
- 3 国庫補助金等による固定資産圧縮額 国庫補助金等による圧縮記帳額は567百万円であり、 連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除して おります。

なお、その内訳は建物及び構築物153百万円、機械装置及び運搬具413百万円であります。

4 担保に供している資産及び担保を付している債務は 次のとおりであります。

担保に供している資産

有形固定資産	675百万円	
計	675百万円	

担保を付している債務

長期借入金	450百万円
計	450百万円

5 連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し次のとおり保証等を行っております。括弧内は保証予約等の金額で、内数であります。

ひびき灘開発	396百万円
	(396百万円)
その他	173百万円
	(13百万円)
計	570百万円
	(410百万円)

6 当連結会計年度末日は金融機関の休日でありますが、この日が満期の手形については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。その決済額は次のとおりであります。

 受取手形
 933百万円

 支払手形
 205百万円

7 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは、相殺表示をしております。相 殺前の金額は次のとおりであります。

のれん	19,749百万円
負ののれん	2,374百万円
	17 375百万円

## (連結損益計算書関係)

## 前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の 金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含ま れております。

#### 3,015百万円

2

- 3 固定資産売却益は、主に土地の売却によるものであります
- 4 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開 発費は下記のとおりであります。

一般管理費

44.958百万円

- 5 事業構造改革のための一部の事業整理等に伴う損失を計上したものであります。
- 6 減損損失

当社グループは、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において当該減少額を特別損失として27,763百万円計上しております。なお、このうち9,422百万円は事業構造改善費用として表示しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
7± 75	アメリカ	機械装置及び建物等	1,669
建築用ガラス     製造設備	ヨーロッパ	機械装置及び建物等	856
<del>发</del> 垣改備 	アジア	機械装置等	526
自動車ガラス 製造設備	日本	建物等	2,422
電子部材関連 製造設備	日本	機械装置及びのれん	6,716
	アジア	機械装置及び建物等	4,096
F P D 用ガラス 基板製造設備	日本	機械装置等	138
ブラウン管用ガ ラスバルブ製造 設備	アジア	機械装置及び建物等	5,137
化学品製造設備	ヨーロッパ	機械装置及び建設仮 勘定等	1,765
	日本	機械装置等	331
未利用土地	日本	土地	4,101

## 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

#### 2,639百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

運送費及び保管費 56,370百万円

給料及び手当 52,824百万円

賞与引当金繰入額 4,984百万円 退職給付引当金繰入額 5,733百万円

研究開発費 39,399百万円

- 3 固定資産売却益は、主に土地の売却によるものであります。
- 4 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費は下記のとおりであります。

一般管理費

5 事業構造改革のための一部の事業整理等に伴う損失を計上したものであります。

39.399百万円

6 減損損失

当社グループは、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度において当該減少額を特別損失として13,670百万円計上しております。なお、このうち1,260百万円は事業構造改善費用として表示しております。

用途	地域	種類	減損損失 (百万円)
<b>神祭田ギニュ</b>	アメリカ	機械装置及び建物	4,169
建築用ガラス	ヨーロッパ	機械装置	132
製造設備 	日本	のれん	500
電子部材関連製造設備	日本	機械装置及び建物等	637
* <del>发</del> 足故 備	アジア	機械装置及び建物等	6,463
ブラウン管用ガ ラスバルブ製造 設備	アジア	機械装置及び建物等	918
化学品製造設備	日本	機械装置	21
その他設備	日本	建物、工具、器具 及び備品等	828

前連結会計年度
(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

主な固定資産の種類ごとの金額の内訳

機械装置及び運搬具 12,914百万円 建物及び構築物 6,551百万円 その他(土地等) 8,298百万円

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを、主として7%で割り引いて算定しております。

## 当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

主な固定資産の種類ごとの金額の内訳 機械装置及び運搬具 9,195百万円 建物及び構築物 3,768百万円 その他 705百万円

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを、主として6%で割り引いて算定しております。

# (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,186,705	-	•	1,186,705
合計	1,186,705	-	•	1,186,705
自己株式				
普通株式(注1,2)	19,048	143	72	19,120
合計	19,048	143	72	19,120

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加143千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
  - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少72千株は、単元未満株式の売渡しによる減少64千株及び、ストック・オプションの行使による減少8千株であります。

# 2 新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計
区分	新株予約権の内訳	目的となる	前連結会計				
		株式の種類	年度末	年度増加	年度減少	年度末	(百万円)
提出会社	ストック・オプションとして						992
(親会社)	の新株予約権	-	-	-	-	-	992
	合計	-	-	-	1	-	992

# 3 配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

	決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
3	平成21年3月27日 定時株主総会	普通株式	14,011	12.00	平成20年12月31日	平成21年 3 月30日
3	平成21年8月5日 取締役会	普通株式	9,341	8.00	平成21年6月30日	平成21年9月8日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

( ) = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	9,340	利益剰余金	8.00	平成21年12月31日	平成22年 3 月31日	

# 当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)			
発行済株式							
普通株式	1,186,705	-	•	1,186,705			
合計	1,186,705	-	•	1,186,705			
自己株式							
普通株式(注1,2)	19,120	689	86	19,722			
合計	19,120	689	86	19,722			

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加689千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
  - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少86千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

## 2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約 前連結会計 年度末	約権の目的と 当連結会計 年度増加			当連結会計 年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとして						4 070
(親会社)	の新株予約権	-	-	-	-	-	1,276
合計		-	-	-	-	-	1,276

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	9,340	8.00	平成21年12月31日	平成22年3月31日
平成22年 8 月 5 日 取締役会	普通株式	14,010	12.00	平成22年 6 月30日	平成22年9月8日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	16,337	利益剰余金	14.00	平成22年12月31日	平成23年3月31日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	ימונאו			
前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		
1 現金及び現金同等物の期末残高と過	連結貸借対照表に	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に		
掲記されている科目の金額との関係		掲記されている科目の金額との関係		
現金及び預金勘定	83,953百万円	現金及び預金勘定	91,497百万円	
有価証券(譲渡性預金)	20,000百万円	有価証券(譲渡性預金)	68,000百万円	
その他の流動資産に含まれる短期貸 付金(現先)	3,898百万円	その他の流動資産に含まれる短期貸 付金(現先)	3,328百万円	
計	107,851百万円	計	162,825百万円	
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	11,982百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	10,032百万円	
現金及び現金同等物	95,869百万円	現金及び現金同等物	152,792百万円	

#### (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

## 1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置及び運 搬具	453	299	154
工具、器具及び 備品	2,050	1,531	518
その他	650	439	210
合計	3,153	2,270	883

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 「支払利子込み法」により算定しております。

## (2) 未経過リース料期末残高相当額等

合計	
1 年超	471百万円
1 年内	411百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料570百万円減価償却費相当額570百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料

1 年内	1,321百万円
1年超	6,759百万円
合計	8,080百万円

当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置及び運 搬具	335	274	61
工具、器具及び 備品	1,073	819	254
その他	636	485	151
合計	2,046	1,578	467

同左

## (2) 未経過リース料期末残高相当額等

1 年内	236百万円
1 年超	231百万円
 合計	467百万円

同左

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料354百万円減価償却費相当額354百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料

合計	
1 年超	5,330百万円
1 年内	1,636百万円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

- 1 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ(当社及び連結子会社)は、資金運用については安全で流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資本市場から、安定的で低コストの調達を行う方針であります。デリバティブは、事業活動上生じる為替変動リスク、金利変動リスク、商品の価格変動リスク等の市場リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式です。非上場株式等を除き、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、適宜、時価の状況及び事業上の必要性の検討を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金や社債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、直接調達と間接調達そして短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、「連結財務諸表 作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」に記載して おります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っており、定期的に取引残高及び損益状況についてトップマネジメントに報告されております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません(注 2 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	91,497	91,497	-
(2) 受取手形及び売掛金	237,962	237,962	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
関係会社株式	1,241	8,987	7,745
その他有価証券	216,903	216,903	-
(4) 支払手形及び買掛金	124,350	124,350	-
(5) 短期借入金	26,820	26,820	-
(6) コマーシャル・ペーパー	7,643	7,643	-
(7) 社債(*1)	164,884	168,883	3,998
(8) 新株予約権付社債	100,000	107,963	7,963
(9) 長期借入金(*2)	205,930	210,485	4,554
(10) デリバティブ取引(*3)	4,223	4,223	-

- (\*1)社債には1年内償還予定の社債を含んでおります。
- (\*2)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (\*3)デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しており ます。
- 注 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に よっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

#### <u>負 債</u>

- (4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) コマーシャル・ペーパー これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 社債、及び(8) 新株予約権付社債 これらの時価は、市場価格に基づいております。
- (9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ただし、変動金利による長期借入金は一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

# <u>デリバティブ取引</u>

(10) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額	(百万円)
関係会社株式 非上場株式		34,865
その他有価証券 非上場株式		2,296

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 ( 百万円 )	1 年超 5 年以内 ( 百万円 )	5 年超 10年以内 ( 百万円 )	10年超 (百万円)
現金及び預金	91,497	-	-	-
受取手形及び売掛金	237,962	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期				
があるもの				
(1) 国債・地方債等	2	4	-	-
(2) 社債	-	50	-	-
(3) その他	68,000	-	-	-
合計	397,462	54	-	-

4 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

## (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

# (有価証券関係)

## 前連結会計年度

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

1 との他有個配分と時間ののももの(十成21年12月31日	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	67,036	138,889	71,853
(2) 債券	8	9	0
(3) その他			
小計	67,045	138,899	71,853
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	22,307	18,166	4,140
(2) 債券	0	0	-
(3) その他	510	489	20
小計	22,817	18,655	4,161
	89,862	157,555	67,692

2 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年12月31日現在)

その他有価証券

非上場株式2,192百万円非上場債券59百万円その他20,000百万円

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(百万円)	(百万円)	(百万円)
85	4	0

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成21年12月31日現在)

	1 年以内 ( 百万円 )	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)
債券			
国債・地方債等	2	7	-
社債	9	50	-
 合計	11	57	

## 当連結会計年度

## 1 その他有価証券(平成22年12月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	120,481	55,345	65,135
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	120,481	55,345	65,135
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	27,882	32,788	4,906
(2) 債券	57	57	-
(3) その他	68,482	68,482	
小計	96,422	101,328	4,906
合計	216,903	156,674	60,229

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 2,296百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

## 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3,354	1,472	70
(2) 債券	0	-	-
(3) その他	-	-	-
—————————————————————————————————————	3,354	1,472	70

## 3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券(その他有価証券の株式)について158百万円減損処理を行っております。 減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べて概ね50%以上下落した場合には減損処理を 行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っており ます。 (デリバティブ取引関係)

## (前連結会計年度)

## 1 取引の状況に関する事項

## 前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

### (1) 取引内容、利用目的及び取引に対する取組み方針

当社グループは、デリバティブ取引として、先物為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、金利先渡取引、金利オプション取引、商品スワップ取引、商品オプション取引を利用しております。

主に事業活動上生じる為替変動リスク、金利変動リスク、商品の価格変動リスク等の市場リスクを回避する目的で行っております。

## (2) 取引に係るリスクの内容

先物為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、金利先渡取引、金利オプション取引は 為替相場変動リスク・金利変動リスクを有しております。また、商品関連の商品スワップ取引、商品オプション取引は 市場価格変動リスク及び為替変動リスクを有しております。

# (3) 取引に関わる管理体制

基本方針は取締役会・経営会議等で決定され、定期的に取引残高・損益状況についてトップマネジメントに報告されております。

取引の実行及び全体のポジション管理については通貨関連及び為替関連は経理・財務担当部門が、商品関連については資材・購買担当部門が行っております。

#### 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 通貨関連

(1) 221112		前連結会計年度末 (平成21年12月31日)				
区分	対象物 の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	通貨	為替予約取引				
		売建	1,485	-	1,487	2
		買建	1,932	-	1,929	2
		オプション取引				
		買建				
		プット	660	-		
			(10)	( - )	6	3
		コール	3,756	-		
			(141)	( - )	111	30
		売建				
		プット	229	-		
			(3)	( - )	0	2
	合					36

# 注 1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨オプション取引は契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

- 2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。
- 3 契約額等のうち、()内は内書きで、通貨オプション取引のオプション料です。

# (2) 金利関連

· 対象物			前連結会計年度末 (平成21年12月31日)			
区分	対象初   の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利	スワップ取引				
		受取固定・支払変動	23,774	23,774	642	642
		受取変動・支払固定	60,868	56,329	1,302	1,302
		キャップ取引				
		買建	40,479	16,500		
			(169)	(81)	37	132
		売建	13,200	6,600		
			(76)	(46)	3	73
		フロアー取引				
		買建	25,740	2,640		
			(107)	(25)	705	597
		売建	15,840	2,640		
			(105)	(29)	450	344
合計		<u> </u>				466

## 注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

- 2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。
- 3 契約額等のうち、( )内は内書きで、金利キャップ取引、金利フロアー取引のオプション料です。

## (3) 商品関連

(*) 1944/3/2						
	计在师				計年度末 12月31日)	
区分	対象物 の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金属	スワップ取引				
		受取変動・支払固定	195	-	10	10
	燃料	スワップ取引				
		受取変動・支払固定	842	-	123	123
		オプション取引				
		買建コール / 売建プット	7,789	4,772		
			(24)	( - )	354	378
合計						264

# 注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

- 2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。
- 3 契約額等のうち、()内は内書きで、オプション料です。

# (当連結会計年度)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

# (1) 通貨関連

	计在机			当連結会 (平成22年	計年度末 12月31日)	
区分	対象物 取引の種類 取引の種類 取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	
市場取引以外の取引	通貨	為替予約取引				
		売建	4,682	-	4,634	48
		買建	14,322	-	14,375	52
		オプション取引				
		買建				
		プット	647	-		
			(10)	( - )	3	6
		コール	807	-		
			(30)	( - )	28	2
		売建				
		プット	403	-		
			(7)	( - )	8	1
		コール	647	-		
			(6)	( - )	7	1
		スワップ取引				
		受取日本円・支払米ドル	20,917	-	521	521
		受取米ドル・支払日本円	27,696	-	1,044	1,044
	合	計				433

# 注 1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨オプション取引及び通貨スワップ取引については契約を締結している金融機関から提示された価格 等によっております。

2 契約額等のうち、( )内は内書きで、通貨オプション取引のオプション料です。

# (2) 金利関連

(2) 11/1/12	<b>→+ ← +/</b> ////	it 免 t勿		当連結会 (平成22年	計年度末 12月31日)	
区分	対象物 の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利	スワップ取引				
		受取固定・支払変動	14,062	1,287	731	731
		受取変動・支払固定	32,508	23,598	1,191	1,191
		キャップ取引				
		買建	22,111	8,624		
			(131)	(28)	14	117
		売建	5,395	-		
			(61)	( - )	0	61
		フロアー取引				
		買建	2,158	2,158		
			(34)	(13)	146	112
		売建	2,158	2,158		
			(39)	(15)	146	106
	合	<u></u>				510

# 注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、( )内は内書きで、金利キャップ取引、金利フロアー取引のオプション料です。

# (3) 商品関連

	対象物			当連結会 (平成22年	計年度末 12月31日)	
区分	対象初   の種類 	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	燃料	スワップ取引				
		受取変動・支払固定	946	-	127	127
		オプション取引				
		買建コール / 売建プット	4,205	2,102		
			(21)	(11)	38	16
合計					144	

## 注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

2 契約額等のうち、( )内は内書きで、オプション料です。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

(1) 2218/2			当連結会計	- -年度末(平成22年	12月31日)
ヘッジ会計の方法	   取引の種類 	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引				
   カ扶又約竿の振当加田	売建	売掛金	222	-	(注 2)
為替予約等の振当処理 	為替予約取引				
	買建	金掛買	60	-	(注 2)
     ヘッジ対象に係わる損益	通貨金利スワップ取引				
を認識する方法	受取日本円固定・ 支払米ドル変動	社債	12,199	3,389	5,512
	合計				5,512

## 注 1 時価の算定方法

為替予約取引については先物相場を使用しております。

通貨金利スワップ取引については契約を締結している金融機関から提示された価格等によっております。

注 2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、並びに買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金、並びに買掛金の時価に含めて記載しております。

# (2) 金利関連

( ) = 100 00=						
			当連結会計年度末(平成22年12月31日)		12月31日)	
へッジ会計の方法	   取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	
			(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	金利スワップ取引					
金利スワップの特例処理						
	受取変動・支払固定	長期借入金	38,196	38,029	(注 2)	
			-			

# 注 1 時価の算定方法

契約を締結している金融機関より提示された価格等によっております。

注 2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (3) 商品関連

			当連結会計年度末(平成22年12月31日)		
ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	燃料スワップ取引				
凉煎的处连刀法   	受取変動・支払固定	燃料予定取引	16,094	7,438	490
合計					490

# 注 1 時価の算定方法

契約を締結している取引先から提示された価格等によっております。

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社、国内連結子会社及び一部の海外子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

一部の国内連結子会社では、総合型厚生年金基金制度、中小企業退職金共済制度を設けております。要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は以下のとおりです。

## (1)制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年12月31日) (百万円)
年金資産の額	205,968	233,426
年金財政計算上の給付債務の額	298,297	277,445
- 差引額	92.329	44.019

## (2)制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

前連結会計年度 2.4% (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) 当連結会計年度 2.7% (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

なお、上記割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

## 2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
	(百万円)	(百万円)
イ 退職給付債務	302,352	296,058
口 年金資産	199,354	199,452
八 退職給付引当金	64,265	59,283
二 前払年金費用	311	430
差引 ( イ + ロ + 八 + 二 )	39,044	37,754
(差引分内訳)		
ホ 未認識数理計算上の差異	58,533	55,892
へ 未認識過去勤務債務(債務の減額)	19,488	18,138
(ホ+へ)	39,044	37,754

前連結会計年度 (平成21年12月31日) 一部の連結子会社は厚生年金基金の代行部分を含 注1 写左

注1 一部の連結子会社は厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2 従業員数300人未満の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、 主に簡便法を採用しております。 2 同左

## 3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注1,2)	7,577	8,353
口 利息費用	9,061	8,633
八 期待運用収益	5,144	5,043
二 数理計算上の差異の費用処理額	7,862	5,722
ホ 過去勤務債務の費用処理額	1,640	1,437
へ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	17,716	16,227

### 前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

注1 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。

2 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。

 注 1
 同左

 2
 同左

## 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
   イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
口割引率	主として2.5%	同左
八 期待運用収益率	主として3.5%	主として2.8%
二 過去勤務債務の額の処理年数	主として13年(発生時の従業	同左
	員の平均残存勤務期間以内の一	
	定の年数の定額法により発生年	
	度から償却することとしており	
	ます。)	
ホ 数理計算上の差異の処理年数	主として13年(発生時の従業	同左
	員の平均残存勤務期間以内の一	
	定の年数の定額法により発生年	
	度の翌連結会計年度から償却す	
	ることとしております。)	
		(追加情報)
		当連結会計年度より「『退職
		給付に係る会計基準』の一部改
		正(その3)(企業会計基準第
		19号 平成20年7月31日)」を
		適用しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

# (1) ストック・オプションの内容

	平成15年 8 月	平成16年 6 月	平成17年6月
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
	当社取締役 7名	当社取締役 6名	当社取締役 6名
	当社執行役員 21名	当社執行役員 24名	当社執行役員 24名
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 8名	当社従業員 7名
	当社連結子会社取締役4名	当社連結子会社取締役3名	当社連結子会社取締役4名
	当社連結子会社従業員1名	当社連結子会社従業員1名	当社連結子会社従業員1名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 370,000株	普通株式 630,000株	普通株式 630,000株
付与日	平成15年8月1日	平成16年 6 月 1 日	平成17年6月1日
権利確定条件	付されておりません	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左
按利尔·弗姆里	4年間(自平成17年8月1日	4年間(自平成18年6月1日	4年間(自平成19年6月1日
推利行使期間 	至平成21年7月31日)	至平成22年 5 月31日)	至平成23年 5 月31日)

	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年6月 ストック・オプション	平成19年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び数	当社取締役6名当社執行役員25名当社従業員7名当社連結子会社取締役2名	当社連結子会社取締役 2 名 当社連結子会社従業員 1 名	当社取締役 4 名 当社執行役員22名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 625,000株	普通株式 15,000株	普通株式 266,000株
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年6月1日	平成19年7月2日
権利確定条件	付与日(平成18年4月28日) 以降、権利確定日(平成20年 5月31日)まで継続して勤務 していること	付与日(平成18年6月1日) 以降、権利確定日(平成20年 5月31日)まで継続して勤務 していること	(注2)
対象勤務期間	2年2ヶ月間(自平成18年 4月28日至平成20年5月 31日)	2 年間(自平成18年 6 月 1 日 至平成20年 5 月31日)	定めはありません
権利行使期間	4年間(自平成20年6月1日 至平成24年5月31日)	4 年間(自平成20年 6 月 1 日 至平成24年 5 月31日)	30年間(自平成19年7月3日 至平成49年7月2日) (注2)

			1
	平成19年7月 ストック・オプション (通常型)	平成20年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成20年7月 ストック・オプション (通常型)
付与対象者の区分及び数	当社従業員9名 当社連結子会社取締役3名 当社連結子会社従業員1名	当社取締役 4 名 当社執行役員22名	当社従業員12名 当社連結子会社取締役1名 当社連結子会社従業員1名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 65,000株	普通株式 265,000株	普通株式 70,000株
付与日	平成19年7月2日	平成20年7月1日	平成20年7月1日
権利確定条件	付与日(平成19年7月2日) 以降、権利確定日(平成21年 7月1日)まで継続して勤務 していること	(注 2 )	付与日(平成20年7月1日) 以降、権利確定日(平成22年 6月30日)まで継続して勤務 していること
対象勤務期間	2年間(自平成19年7月2日 至平成21年7月1日)	定めはありません	2 年間(自平成20年 7 月 1 日 至平成22年 6 月30日)
権利行使期間	4年間(自平成21年7月2日 至平成25年7月1日)	30年間(自平成20年7月2日 至平成50年7月1日) (注2)	4年間(自平成22年7月1日 至平成26年6月30日)

	平成21年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成21年7月 ストック・オプション (通常型)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4 名 当社執行役員20名	当社従業員14名 当社連結子会社取締役 1 名 当社連結子会社従業員 1 名
ストック・オプション数 (注 1)	普通株式 647,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成21年7月1日	平成21年7月1日
権利確定条件	(注2)	付与日(平成21年7月1日) 以降、権利確定日(平成23年 6月30日)まで継続して勤務 していること
対象勤務期間	定めはありません	2年間(自平成21年7月1日 至平成23年6月30日)
権利行使期間	30年間(自平成21年7月2日 至平成51年7月1日) (注2)	4年間(自平成23年7月1日 至平成27年6月30日)

- 注1 株式数に換算して記載しております。
- 注 2 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できる。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年8月	平成16年 6 月	平成17年 6 月
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	87,000	457,000	577,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	87,000	-	-
未行使残	-	457,000	577,000

	平成18年 4 月 ストック・オプション	平成18年 6 月 ストック・オプション	平成19年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	620,000	15,000	266,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	8,000
失効	-	-	-
未行使残	620,000	15,000	258,000

			1月
	平成19年7月	平成20年7月	平成20年7月
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
	(通常型)	(株式報酬型)	(通常型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	55,000	-	70,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	55,000	-	-
未確定残	-	-	70,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	265,000	-
権利確定	55,000	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	55,000	265,000	-

	平成21年 7 月 ストック・オプション	平成21年7月 ストック・オプション	
	(株式報酬型)	(通常型)	
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	
付与	647,000	80,000	
失効	-	-	
権利確定	647,000	-	
未確定残	-	80,000	
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	
権利確定	647,000	-	
権利行使	-	-	
失効	-	-	
未行使残	647,000	-	

# 単価情報

		平成15年8月	平成16年6月	平成17年6月
		ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使価格 (	円)	826	1,243	1,226
行使時平均株価	(円)	-	•	-
公正な評価単価(付与	日)(円)	-	-	-

	平成18年4月 ストック・オプション	平成18年 6 月 ストック・オプション	平成19年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	1,757	1,779	1
行使時平均株価 (円)	-	-	582
公正な評価単価(付与日)(円)	-	249	1,446

	平成19年 7 月 ストック・オプション (通常型)	平成20年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成20年 7 月 ストック・オプション (通常型)
権利行使価格 (円)	1,732	1	1,391
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	340	1,006	221

	平成21年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成21年7月 ストック・オプション (通常型)
権利行使価格 (円)	1	776
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	487	201

2 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年7月ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成21年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成21年7月 ストック・オプション (通常型)
株価変動性 (注1)	37%	42%
予想残存期間 (注2)	15年	4年
予想配当 (注3)	24円 / 株	24円 / 株
無リスク利子率 (注4)	1.79%	0.58%

- 注 1 株式報酬型ストックオプションは15年間(平成6年7月から平成21年6月まで)、また通常型ストックオプションは4年間(平成17年7月から平成21年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。
  - 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
  - 3 平成20年12月期の配当実績によっております。
  - 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。
- 3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4 連結財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による株式報酬費用 331 百万円

なお、上記費用は連結損益計算書の販売費及び一般管理費のうち、給料及び手当等に含まれております。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	平成16年 6 月 ストック・オプション	平成17年 6 月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社執行役員 24名 当社従業員 8名 当社連結子会社取締役3名 当社連結子会社従業員1名	当社取締役 6名 当社執行役員 24名 当社従業員 7名 当社連結子会社取締役4名 当社連結子会社従業員1名	当社取締役 6名 当社執行役員 25名 当社従業員 7名 当社連結子会社取締役2名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 630,000株	普通株式 630,000株	普通株式 625,000株
付与日	平成16年 6 月 1 日	平成17年6月1日	平成18年 4 月28日
権利確定条件	付されておりません	同左	付与日(平成18年4月28日) 以降、権利確定日(平成20年 5月31日)まで継続して勤務 していること
対象勤務期間	定めはありません	同左	2年2ヶ月間(自平成18年4 月28日至平成20年5月31日)
権利行使期間	4年間(自平成18年6月1日 至平成22年5月31日)	4年間(自平成19年6月1日 至平成23年5月31日)	4年間(自平成20年6月1日 至平成24年5月31日)

	平成18年 6 月 ストック・オプション	平成19年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成19年7月 ストック・オプション (通常型)
付与対象者の区分及び数	当社連結子会社取締役 2 名 当社連結子会社従業員 1 名	当社取締役 4 名 当社執行役員22名	当社従業員9名 当社連結子会社取締役3名 当社連結子会社従業員1名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 15,000株	普通株式 266,000株	普通株式 65,000株
付与日	平成18年6月1日	平成19年7月2日	平成19年7月2日
権利確定条件	付与日(平成18年6月1日) 以降、権利確定日(平成20年 5月31日)まで継続して勤務 していること	(注2)	付与日(平成19年7月2日) 以降、権利確定日(平成21年 7月1日)まで継続して勤務 していること
対象勤務期間	2年間(自平成18年6月1日 至平成20年5月31日)	定めはありません	2年間(自平成19年7月2日 至平成21年7月1日)
権利行使期間	4年間(自平成20年6月1日 至平成24年5月31日)	30年間(自平成19年7月3日 至平成49年7月2日) (注2)	4年間(自平成21年7月2日 至平成25年7月1日)

	平成20年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成20年 7 月 ストック・オプション (通常型)	平成21年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4 名 当社執行役員22名	当社従業員12名 当社連結子会社取締役 1 名 当社連結子会社従業員 1 名	当社取締役 4 名 当社執行役員20名
ストック・オプション数 (注 1)	普通株式 265,000株	普通株式 70,000株	普通株式 647,000株
付与日	平成20年7月1日	平成20年7月1日	平成21年7月1日
権利確定条件	(注2)	付与日(平成20年7月1日) 以降、権利確定日(平成22年 6月30日)まで継続して勤務 していること	(注 2 )
対象勤務期間	定めはありません	2年間(自平成20年7月1日 至平成22年6月30日)	定めはありません
権利行使期間	30年間(自平成20年7月2日 至平成50年7月1日) (注2)	4年間(自平成22年7月1日 至平成26年6月30日)	30年間(自平成21年7月2日 至平成51年7月1日) (注2)

	平成21年7月 ストック・オプション (通常型)	平成22年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成22年9月 ストック・オプション (通常型)
付与対象者の区分及び数	当社従業員14名 当社連結子会社取締役 1 名 当社連結子会社従業員 1 名	当社取締役 4 名 当社執行役員21名	当社従業員35名 当社 連結子会社取締役2名 当 社連結子会社従業員6名
ストック・オプション数 (注 1)	普通株式 80,000株	普通株式 432,000株	普通株式 205,000株
付与日	平成21年7月1日	平成22年7月1日	平成22年9月1日
権利確定条件	付与日(平成21年7月1日) 以降、権利確定日(平成23年 6月30日)まで継続して勤務 していること	(注2)	付与日(平成22年9月1日) 以降、権利確定日(平成25年 8月31日)まで継続して勤務 していること
対象勤務期間	2年間(自平成21年7月1日 至平成23年6月30日)	定めはありません	3年間(自平成22年9月1日 至平成25年8月31日)
権利行使期間	4年間(自平成23年7月1日 至平成27年6月30日)	30年間(自平成22年7月2日 至平成52年7月1日) (注2)	6 年間(自平成25年 9 月 1 日 至平成31年 8 月31日)

注1 株式数に換算して記載しております。

### 注 2 権利確定条件及び権利行使期間

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できる。

# (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 6 月	平成17年 6 月	平成18年4月
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	457,000	577,000	620,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	457,000	-	-
未行使残	-	577,000	620,000

	平成18年 6 月 ストック・オプション	平成19年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成19年7月 ストック・オプション (通常型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,000	258,000	55,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	15,000	258,000	55,000

			15
	平成20年7月	平成20年7月	平成21年7月
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
	(株式報酬型)	(通常型)	(株式報酬型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	70,000	-
付与	-	-	-
失効	-	5,000	-
権利確定	-	65,000	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	265,000	-	647,000
権利確定	-	65,000	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	265,000	65,000	647,000

	平成21年7月	平成22年7月	平成22年 9 月
	│ ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
	(通常型)	(株式報酬型)	(通常型)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	80,000	-	-
付与	-	432,000	205,000
失効	5,000	-	-
権利確定	-	432,000	-
未確定残	75,000	-	205,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	432,000	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	432,000	-

# 単価情報

		平成16年 6 月 ストック・オプション	平成17年6月 ストック・オプション	平成18年4月 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,243	1,226	1,757
行使時平均株価	(円)	-	-	
公正な評価単価(1	付与日)(円)	-	-	-

		平成18年 6 月 ストック・オプション	平成19年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成19年 7 月 ストック・オプション (通常型)
権利行使価格	(円)	1,779	1	1,732
行使時平均株価	(円)	-	-	-
公正な評価単価(作	寸与日)(円)	249	1,446	340

	平成20年 7 月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成20年 7 月 ストック・オプション (通常型)	平成21年7月 ストック・オプション (株式報酬型)
権利行使価格 (円)	1	1,391	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	1,006	221	487

	平成21年 7 月 ストック・オプショ (通常型)	平成22年7月 コン ストック・オプション (株式報酬型)	平成22年 9 月 ストック・オプション (通常型)
権利行使価格 (円)	776	1	862
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(	円) 201	620	240

2 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年7月ストック・オプション及び平成22年9月ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年7月 ストック・オプション (株式報酬型)	平成22年 9 月 ストック・オプション (通常型)		
株価変動性 (注1)	37%	39%		
予想残存期間 (注2)	15年	6年		
予想配当 (注3)	16円 / 株	16円 / 株		
無リスク利子率 (注4)	1.54%	0.39%		

- 注 1 株式報酬型ストックオプションは15年間(平成7年7月から平成22年6月まで)、また通常型ストックオプションは6年間(平成16年9月から平成22年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。
  - 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
  - 3 平成21年12月期の配当実績によっております。
  - 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。
- 3 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4 連結財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による株式報酬費用

費用 283 百万円

なお、上記費用は連結損益計算書の売上原価及び販売費及び一般管理費に含まれております。

#### (税効果会計関係)

( 税効果会計関係 )		少年什么却在安				
前連結会計年度 (平成21年12月31日)		当連結会計年度 (平成22年12月31日)				
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の				
内訳		内訳				
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)				
投資有価証券評価損	58,127百万円	繰越欠損金	65,665百万円			
退職給付引当金	46,831 "	投資有価証券評価損	51,904 "			
繰越欠損金	32,719 "	退職給付引当金	45,994 "			
減価償却費損金算入  限度	10,434 "	減価償却費損金算入  限度	9,100 "			
超過額	10,404 "	超過額	·			
減損損失	8,581 "	減損損失	8,894 "			
貸倒引当金損金算入限度額	3,056 "	賞与引当金	2,563 "			
超過額	3,000 "	事業構造改善引当金	2,500 "			
事業構造改善引当金	2,731 "	特別修繕引当金損金算入限度額	1,106 "			
賞与引当金	2,153 "	超過額	1,100 "			
特別修繕引当金損金算入限度額	2,059 "	貸倒引当金損金算入限度額	1,076 "			
超過額	•	超過額				
その他 _	42,146 "	その他 -	43,307 "			
繰延税金資産小計	208,842 "	繰延税金資産小計	232,115 "			
評価性引当額	93,222 "	評価性引当額	122,887 "			
繰延税金資産合計	115,620 "	繰延税金資産合計	109,227 "			
(繰延税金負債)		(繰延税金負債)				
その他有価証券評価差額金	27,599 "	その他有価証券評価差額金	24,430 "			
退職給付信託設定益	15,220 "	退職給付信託設定益	14,750 "			
減価償却費	12,605 "	固定資産圧縮積立金	9,772 "			
固定資産圧縮積立金	10,377 "	減価償却費	8,994 "			
その他	10,978 "	その他	15,383 "			
繰延税金負債合計	76,781 "	繰延税金負債合計	73,330 "			
繰延税金資産の純額 ————————————————————————————————————	38,838 "	操延税金資産の純額 	35,897 "			
2 法定実効税率と税効果会計適用後の		2 法定実効税率と税効果会計適用後の				
との差異の原因となった主要な項目別		との差異の原因となった主要な項目				
法定実効税率	40.4%	法定実効税率	40.4%			
(調整)		(調整)	<b>.</b>			
交際費等永久に損金に算入される	3.9	交際費等永久に損金に算入される	۱۱ 0.6			
項目	1+>1 )	項目   平明和火祭えなに共命に祭入さ	h +>! \			
受取配当等永久に益金に算入され	にない 20.6	受取配当等永久に益金に算入され	れない 3.3			
項目	4.0	項目	0.0			
在外子会社の税率差異	4.9	在外子会社の税率差異	9.2			
のれん償却額	1.5	その他	4.4			
連結子会社の当期損失額	24.3	税効果会計適用後の法人税等の負 	坦率32.9			
その他	4.4					
税効果会計適用後の法人税等の負担 	旦率49.0					

#### (セグメント情報)

#### 【事業の種類別セグメント情報】

#### (1)前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

	ガラス (百万円)	電子・ディ スプレイ (百万円)	化学 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益							
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	522,143	368,559	230,932	26,562	1,148,198	-	1,148,198
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,865	781	2,763	42,326	48,738	(48,738)	-
計	525,008	369,341	233,696	68,889	1,196,936	(48,738)	1,148,198
営業費用	560,032	242,399	241,424	66,849	1,110,705	(49,189)	1,061,516
営業利益又は営業損失 ( )	35,023	126,942	7,727	2,039	86,231	451	86,682
資産、減価償却費、減損							
損失及び資本的支出							
資産	698,994	672,404	251,033	202,871	1,825,303	(43,427)	1,781,875
減価償却費	52,159	61,605	22,069	1,279	137,114	(441)	136,672
減損損失	5,479	16,088	2,096	4,098	27,763	-	27,763
資本的支出	45,888	60,165	17,595	1,288	124,937	-	124,937

#### 注 1 事業区分の方法

事業区分は、製造方法及び販売市場の類似性に基づいております。

#### 2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
ガラス	板ガラス、自動車用ガラス、建築用材料等
電子・ディスプレイ	電子部品、FPD用(液晶、PDP等)ガラス基板、ブラウン管用ガラスバルブ等
化学	苛性ソーダ、塩素製品、フッ素樹脂、イオン交換膜等
その他	煉瓦製品等

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、 長期投資資金(投資有価証券)等であります。

当連結会計年度 234,593百万円

- 4 減損損失のうち9,422百万円は、事業構造改善費用として表示しております。
- 5 会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(1)会計方針の変更 に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分 企業会計基準委員会)を適用しております。これに伴い、当連結会計年度のガラス事業の営業損失が865百万円増加、電子・ディスプレイ事業の営業利益が875百万円減少、化学事業の営業損失が816百万円増加、消去又は全社の営業利益が431百万円減少しております。

#### 6 有形固定資産の耐用年数の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)追加情報 に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日法律第23号)を契機に、実態に即して有形固定資産の耐用年数を見直しました。これに伴い、当連結会計年度のガラス事業の営業損失が179百万円増加、電子・ディスプレイ事業の営業利益が10,244百万円減少、化学事業の営業損失が1,091百万円増加、その他事業の営業利益が521百万円減少、消去又は全社の営業利益が48百万円増加しております。

(2) 当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

	ガラス (百万円)	電子・ディ スプレイ (百万円)	化学 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益							
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	568,115	433,801	256,654	30,376	1,288,947	-	1,288,947
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,806	1,500	3,423	46,929	54,659	(54,659)	-
計	570,921	435,301	260,078	77,305	1,343,607	(54,659)	1,288,947
営業費用	549,758	245,391	244,856	74,299	1,114,305	(54,563)	1,059,742
営業利益	21,163	189,909	15,221	3,006	229,301	(96)	229,205
資産、減価償却費、減損							
損失及び資本的支出							
資産	628,478	646,550	250,948	215,651	1,741,628	22,410	1,764,038
減価償却費	42,836	51,539	14,772	1,030	110,179	(212)	109,966
減損損失	4,802	8,018	21	828	13,670	-	13,670
資本的支出	34,620	66,902	14,958	958	117,439	-	117,439

### 注 1 事業区分の方法

事業区分は、製造方法及び販売市場の類似性に基づいております。

2 各事業区分の主要製品

·	
事業区分	主要製品
ガラス	板ガラス、自動車用ガラス、太陽電池用ガラス、建築用材料等
電子・ディスプレイ	電子部品、FPD用(液晶、PDP等)ガラス基板等
化学	苛性ソーダ、塩素製品、フッ素樹脂、イオン交換膜等
その他	セラミックス製品等

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、 長期投資資金(投資有価証券)等であります。

当連結会計年度 265,329百万円

- 4 減損損失のうち1,260百万円は、事業構造改善費用として表示しております。
- 5 有形固定資産の減価償却方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)会計方針の変更に記載のとおり、有形固定資産の減価償却の方法については、従来、国内では主として定率法、海外では主として定額法によっておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より国内においても主として定額法へ変更しました。これに伴い、当連結会計年度のガラス事業の営業利益が5,252百万円増加、電子・ディスプレイ事業の営業利益が12,663百万円増加、化学事業の営業利益が6,054百万円増加、その他事業の営業利益が205百万円増加しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

#### (1)前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

(·/)32/4/2111/2(H 1	7-20 1 - 7 3 -						
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去又は   全社   (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益							
<b>売上高</b>							
(1)外部顧客に対する 売上高	475,185	375,142	66,287	231,582	1,148,198	-	1,148,198
(2) セグメント間の内部 売上高	183,370	42,833	10,165	4,494	240,864	(240,864)	-
計	658,556	417,976	76,452	236,076	1,389,062	(240,864)	1,148,198
営業費用	631,036	339,663	88,930	242,563	1,302,194	(240,678)	1,061,516
営業利益又は 営業損失( )	27,519	78,312	12,477	6,486	86,867	(185)	86,682
資産	706,286	513,827	94,972	335,746	1,650,832	131,043	1,781,875

- 注 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア : インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、中国、韓国

アメリカ : 米国、カナダ

ヨーロッパ:ベルギー、オランダ、イタリア、スペイン、チェコ、ドイツ、フランス、イギリス、ロシア

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、 長期投資資金(投資有価証券)等であります。

当連結会計年度 234,593百万円

4 会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(1)会計方針の変更 に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分 企業会計基準委員会)を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における「日本」のセグメントの営業利益が、2,987百万円減少しております。

5 有形固定資産の耐用年数の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)追加情報に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律平成20年4月30日法律第23号)を契機に、実態に即して有形固定資産の耐用年数を見直しました。これに伴い、当連結会計年度における「日本」のセグメントの営業利益が、11,988百万円減少しております。

(2) 当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益							
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	540,724	443,541	78,606	226,075	1,288,947	-	1,288,947
(2) セグメント間の内部 売上高	236,887	52,128	7,474	6,886	303,376	(303,376)	-
計	777,612	495,669	86,081	232,961	1,592,324	(303,376)	1,288,947
営業費用	639,524	405,988	91,173	226,159	1,362,845	(303,103)	1,059,742
営業利益又は 営業損失( )	138,087	89,681	5,091	6,801	229,478	(273)	229,205
資産	724,319	544,859	78,105	278,023	1,625,308	138,730	1,764,038

- 注 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア : インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、中国、韓国

アメリカ :米国

ヨーロッパ:ベルギー、オランダ、イタリア、スペイン、チェコ、ドイツ、フランス、イギリス、ロシア

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、 長期投資資金(投資有価証券)等であります。

当連結会計年度 265,329百万円

- 4 有形固定資産の減価償却方法の変更
  - 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(2)会計方針の変更 に記載のとおり、有形固定資産の減価償却の方法については、従来、国内では主として定率法、海外では主として定額法によっておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より国内においても主として定額法へ変更しました。これに伴い、当連結会計年度の営業利益は、「日本」のセグメントにおいて24,175百万円増加しております。

#### 【海外売上高】

#### (1)前連結会計年度(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)

	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)
海外売上高	404,897	69,439	234,598	12,691	721,626
連結売上高					1,148,198
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	35.3	6.0	20.4	1.1	62.8

- 注 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア : インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、中国、韓国

アメリカ : 米国、カナダ

ヨーロッパ : ベルギー、オランダ、イタリア、スペイン、チェコ、ドイツ、フランス、ロシア

その他の地域:オセアニア、中近東、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

#### (2) 当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	その他の地域	計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
海外売上高	495,017	79,132	228,787	14,473	817,411
連結売上高					1,288,947
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	38.4	6.1	17.7	1.2	63.4

- 注 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア : インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、中国、韓国

アメリカ : 米国

ヨーロッパ :ベルギー、オランダ、イタリア、スペイン、チェコ、ドイツ、フランス、ロシア

その他の地域:オセアニア、中近東、アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

### 【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

### (追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引が開示対象に追加されております。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日	1	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日		
至 平成21年1月11		至 平成22年12月31		
1 株当たり純資産額	646.53円	1 株当たり純資産額	692.59円	
1 株当たり当期純利益金額	17.12円	1 株当たり当期純利益金額	105.52円	
潜在株式調整後	17.04円	潜在株式調整後	97.84円	
1 株当たり当期純利益金額	17.04[]	1 株当たり当期純利益金額	91.04[]	

注 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額	<u> </u>	± 110022+12733111 )
当期純利益(百万円)	19,985	123,184
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	19,985	123,184
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,167,623	1,167,415
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数 ( 千株 )	5,449	91,563
(うち、新株予約権付社債)(千株)	(4,195)	(90,090)
(うち、新株予約権方式による	(1.252)	(1.472)
ストック・オプション) (千株)	(1,253)	(1,473)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後	新株予約権方式によるストック・	新株予約権方式によるストック・
1株当たり当期純利益金額の算定に含めな	オプション	オプション
かった潜在株式の概要	(新株予約権の数1,794個)	(新株予約権の数1,332個)

## (重要な後発事象)

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年1月1日	(自 平成22年1月1日
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)
	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社及び国内関係会社の生産設備やたな卸資産の損傷等の被害が発生しております。 この地震の業績に与える影響額は、現時点では不明であります。

### 【連結附属明細表】

#### 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (年)(%)	担保	償還期限
旭硝子(株) (当社)(注1)	第5回社債	平成13年 12月18日	20,000	20,000 (20,000)	1.52	なし	平成23年 12月16日
旭硝子(株) (当社)	第7回社債	平成14年 10月17日	15,000	15,000	1.28	なし	平成24年 10月17日
旭硝子(株) (当社)	第8回社債	平成15年 6月3日	20,000	20,000	0.67	なし	平成25年 6月3日
旭硝子(株) (当社)	第10回社債	平成19年 9月13日	19,996	19,998	1.35	なし	平成24年 9月13日
旭硝子(株) (当社)	第11回社債	平成21年 1月29日	40,000	40,000	1.28	なし	平成26年 1月29日
旭硝子(株) (当社)	第12回社債	平成21年 1月29日	30,000	30,000	1.94	なし	平成31年 1月29日
旭硝子㈱ (当社)(注4)	2012年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	平成21年 12月14日	50,000	50,000	-	なし	平成24年 11月14日
旭硝子㈱ (当社)(注4)	2014年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	平成21年 12月14日	50,000	50,000	1	なし	平成26年 11月14日
(注1,2,3)	子会社普通社債	平成17年 6月1日 から 平成21年 3月18日	23,322 (3,167) (20,700百万円) (20百万ユーロ)	19,886 (12,633) 〔17,500百万円〕 〔20百万ユーロ〕	0.59~1.66	なし	平成22年 6月2日 ~ 平成26年 3月18日
合計	-	-	268,319 (3,167)	264,884 (32,633)	-	-	-

- 注 1 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
  - 2 当該社債は、外国において発行したものも含むため「前期末残高」及び「当期末残高」欄に外貨建の金額を〔付記〕しております。
  - 3 在外子会社AGCガラス・ヨーロッパ、AGCキャピタルが発行しているものを集約しております。
  - 4 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

<b>3</b> 柄	2012年満期ユーロ円建転換社債型新	2014年満期ユーロ円建転換社債型新
<b>並</b> 自作	株予約権付社債	株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償	無償
株式の発行価格(円)	1,122 ( 2 )	1,098 ( 3 )
発行価額の総額(百万円)	50,000	50,000
新株予約権の行使により発行した株式の発		
行価額の総額(百万円)		
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月28日	自 平成21年12月28日
別が、パポが性のパリリを知り目	至 平成24年10月31日	至 平成26年10月31日

- (1)本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面と同額とする。
- ( 2) 平成23年3月30日開催の第86回定時株主総会において期末配当金を1株につき14円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、中間配当金を含めた当期の年間配当が1株につき26円となったことに伴い、信託証書の転換価額調整条項に従い、平成23年1月1日に遡って転換価額を1,122円から1,118.2円に調整しております。
- ( 3) 平成23年3月30日開催の第86回定時株主総会において期末配当金を1株につき14円とする剰余金の処分に関する議案が承認可決され、中間配当金を含めた当期の年間配当が1株につき26円となったことに伴い、信託証書の転換価額調整条項に従い、平成23年1月1日に遡って転換価額を1,098円から1,094.3円に調整しております。
- 5 連結決算日以降5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
32,633	90,092	20,000	92,158	-

### 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	35,467	26,820	2.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	28,579	33,567	0.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	244	246	•	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	263,483	172,362	1.2	平成24年 ~平成53年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,085	2,982	ı	平成24年 ~平成41年
その他有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内)	1,498	7,643	0.3	-
合計	332,358	243,624	•	-

注 1 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	50,292	31,569	7,210	20,253
リース債務	380	239	190	167

- 2 「平均利率」の利率を算定する際の利率及び残高は期末現在のものを使用しております。
- 3 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

# (2)【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
	(自 平成22年1月1日	(自 平成22年4月1日	(自 平成22年7月1日	(自 平成22年10月1日		
	至 平成22年3月31日)	至 平成22年6月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年12月31日)		
売上高 (百万円)	315,094	326,686	318,829	328,337		
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	55,724	55,888	54,604	25,940		
四半期純利益 金額 (百万円)	39,733	34,632	35,077	13,741		
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	34.03	29.66	30.04	11.77		

### 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
流動資産		
現金及び預金	35,900	25,345
受取手形	3,277	3,584
売掛金	105,234	118,084
有価証券	20,000	68,000
商品及び製品	23,611	21,665
仕掛品	33,014	26,959
原材料及び貯蔵品	18,833	19,586
前払費用	1,517	1,788
繰延税金資産	7,218	9,030
短期貸付金	41,602	69,592
未収入金	21,600	21,218
未収還付法人税等	2,502	-
その他	3,364	3,085
貸倒引当金	67	73
流動資産合計	317,613	387,868
固定資産		
有形固定資産		
建物	167,958	168,987
減価償却累計額	95,085	96,565
建物(純額)	72,872	72,422
構築物	68,511	69,413
減価償却累計額	50,360	51,134
構築物(純額)	18,150	18,279
機械及び装置	558,688	573,843
減価償却累計額	423,267	427,878
機械及び装置(純額)	135,421	145,965
車両運搬具	990	1,052
減価償却累計額	802	83:
車両運搬具(純額) 工具、器具及び備品	187 52,805	53,13
減価償却累計額	47,754	47,768
工具、器具及び備品(純額)	5,051	5,362
土地	32,184	32,200
リース資産	2,802	2,884
減価償却累計額	74	245
リース資産(純額)	2,728	2,638
建設仮勘定	31,379	19,110
有形固定資産合計	297,975	296,202
無形固定資産		
工業所有権	3,718	2,898
ソフトウエア	7,117	6,297
その他	319	325
無形固定資産合計	11,155	9,522
投資その他の資産		
投資有価証券	158,035	149,391

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
関係会社株式	253,261	267,334
関係会社出資金	25,706	24,696
関係会社長期貸付金	14,786	3,890
破産更生債権等	10,765	4,713
長期前払費用	1,435	1,271
繰延税金資産	10,732	7,726
その他	3,226	3,104
貸倒引当金	6,941	1,757
投資その他の資産合計	471,008	460,371
固定資産合計	780,140	766,096
資産合計	1,097,753	1,153,964
負債の部		
流動負債		
買掛金	93,875	95,171
短期借入金	17,750	20,750
1年内償還予定の社債	· -	20,000
未払金	25,698	17,753
未払費用	3,430	3,659
未払法人税等	2,286	31,432
前受金	83	77
預り金	20,473	21,940
賞与引当金	4,009	4,940
役員賞与引当金	103	110
定期修繕引当金	2,796	3,152
事業構造改善引当金	1,185	178
その他	169	3,924
流動負債合計	171,863	223,093
固定負債		
社債	144,996	124,998
新株予約権付社債	100,000	100,000
長期借入金	141,125	120,375
退職給付引当金	32,664	31,672
特別修繕引当金	7,084	4,532
債務保証損失引当金	4,680	9,021
事業構造改善引当金	563	557
その他	7,414	6,818
固定負債合計	438,528	397,975
負債合計	610,392	621,068

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,873	90,873
資本剰余金		
資本準備金	91,164	91,164
資本剰余金合計	91,164	91,164
利益剰余金		
利益準備金	22,618	22,618
その他利益剰余金		
特別償却準備金	285	225
特定災害防止準備金	36	36
固定資産圧縮積立金	14,969	14,131
別途積立金	278,000	219,000
繰越利益剰余金	30,822	79,200
利益剰余金合計	285,086	335,210
自己株式	21,152	21,666
株主資本合計	445,972	495,581
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40,395	36,037
評価・換算差額等合計	40,395	36,037
新株予約権	992	1,276
純資産合計	487,360	532,896
負債純資産合計	1,097,753	1,153,964

## 【損益計算書】

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	527,841	638,521
売上原価		
製品期首たな卸高	31,605	25,225
合併による商品受入高	3,246	-
当期製品仕入高	166,622	172,268
当期製品製造原価	221,629	232,964
製品期末たな卸高	25,225	22,422
たな卸資産評価損	2,841	6,563
売上原価合計	395,037	401,472
売上総利益	132,804	237,049
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	23,845	-
給料及び手当	16,962	-
賞与引当金繰入額	1,271	-
退職給付引当金繰入額	4,472	-
減価償却費	6,194	-
研究開発費	2, 3 37,442	-
その他	16,669	<u>-</u>
販売費及び一般管理費合計	106,859	2, 3 107,854
営業利益	25,945	129,195
営業外収益		
受取利息	726	499
受取配当金	12,256	12,098
為替差益	286	-
その他	1,738	1,599
営業外収益合計	15,008	14,197
営業外費用		
支払利息	3,068	2,072
社債利息	2,056	1,995
社債発行費	2,835	-
為替差損	-	1,906
その他	1,830	835
営業外費用合計	9,791	6,809
経常利益	31,162	136,583
特別利益		
固定資産売却益	1,934	155
投資有価証券売却益	-	1,403
関係会社株式売却益	1,063	102
貸倒引当金戻入額 債務保証損失引当金戻入額	511	21 1,838
事業構造改善引当金庆入額	-	1,838
・	1,654	-
12日で休式/月滅左匝 特別利益合計	5,163	3,570
19 ለሀጥ皿 🗖 🗖 🗎	3,103	3,370

- - - - (EU)122) 有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
特別損失		
固定資産除却損	4,024	3,903
減損損失	5,494	<sub>5</sub> 1,123
投資有価証券評価損	630	157
関係会社株式評価損	54,410	12,362
債務保証損失引当金繰入額	4,630	6,179
事業構造改善費用	<sub>4</sub> 6,321	-
環境対策費	176	579
その他	-	2,674
特別損失合計	75,689	26,979
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	39,363	113,174
法人税、住民税及び事業税	7,094	35,477
法人税等調整額	4,282	4,201
法人税等合計	2,811	39,678
当期純利益又は当期純損失( )	42,174	73,495

#### 【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成21年1月1 至 平成21年12月3 <sup>7</sup>		当事業年度 (自 平成22年1月1 至 平成22年12月3 <sup>2</sup>	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
原材料費 労務費		78,698 32,888	39.3 16.4	127,835 31,192	57.6 14.1
経費   1 減価償却費		88,719 43,881	44.3	62,745 24,803	28.3
2 外注加工費   3 その他		21,114 23,723		26,568 11,373	
当期総製造費用計 仕掛品期首たな卸高		200,306 49,924	100.0	221,773 33,014	100.0
他勘定振替高	(注3)	4,136		5,136	
仕掛品期末たな卸高 会社合併による受入高		33,014 276		26,959	
差引当期製品製造原価		221,629		232,964	

注 1 製造原価には次の引当金繰入額が含まれております。

前事業年度 賞与引当金繰入額 2,163百万円 1,531百万円 定期修繕引当金繰入額 2,796百万円 3,152百万円 退職給付引当金繰入額 5,872百万円 5,566百万円 特別修繕引当金繰入額 1,203百万円 888百万円

- 2 当社の原価計算は、ガラス、電子・ディスプレイ及び化学等の各事業単位毎に、それぞれの実態に応じた工程別累加法による総合原価計算を採用しております。
- 3 他勘定振替高は当期末仕掛品評価減によるものであります。

(単位:百万円)

#### 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成22年1月1日 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 90,873 90,873 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 90,873 90,873 資本剰余金 資本準備金 前期末残高 91,164 91,164 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 91,164 91,164 利益剰余金 利益準備金 前期末残高 22,618 22,618 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 22,618 22,618 その他利益剰余金 特別償却準備金 285 前期末残高 209 当期変動額 特別償却準備金の積立 116 特別償却準備金の取崩 39 60 76 当期変動額合計 60 225 当期末残高 285 特定災害防止準備金 前期末残高 36 36 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 36 36 固定資産圧縮積立金 前期末残高 16.322 14,969 当期変動額 固定資産圧縮積立金の積立 71 368 固定資産圧縮積立金の取崩 909 1,721 当期变動額合計 1.353 838 当期末残高 14,969 14,131 別途積立金 前期末残高 278,000 295,000 当期変動額 別途積立金の取崩 17,000 59,000 当期変動額合計 17,000 59,000 当期末残高 278,000 219,000 繰越利益剰余金 前期末残高 16,460 30,822

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期変動額		
特別償却準備金の積立	116	-
特別償却準備金の取崩	39	60
固定資産圧縮積立金の積立	368	71
固定資産圧縮積立金の取崩	1,721	909
別途積立金の取崩	17,000	59,000
剰余金の配当	23,352	23,350
当期純利益又は当期純損失( )	42,174	73,495
自己株式の処分	31	20
当期变動額合計	47,282	110,022
当期末残高	30,822	79,200
自己株式		
前期末残高	21,140	21,152
当期変動額		
自己株式の取得	92	609
自己株式の処分	79	95
当期変動額合計	12	514
当期末残高 当期末残高	21,152	21,666
株主資本合計		
前期末残高	511,544	445,972
当期变動額		
剰余金の配当	23,352	23,350
当期純利益又は当期純損失( )	42,174	73,495
自己株式の取得	92	609
自己株式の処分	47	74
当期変動額合計	65,571	49,609
当期末残高	445,972	495,581
評価・換算差額等	,	,
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	23,221	40,395
当期変動額		1,7-1 1
株主資本以外の項目の当期変動額 ( 純 額 )	17,173	4,357
当期変動額合計	17,173	4,357
当期末残高	40,395	36,037
新株予約権		,
前期末残高	672	992
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	319	283
当期変動額合計	319	283
当期末残高	992	1,276
		1,270

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	535,438	487,360
当期变動額		
剰余金の配当	23,352	23,350
当期純利益又は当期純損失( )	42,174	73,495
自己株式の取得	92	609
自己株式の処分	47	74
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,493	4,074
当期変動額合計	48,078	45,535
当期末残高	487,360	532,896

#### 【重要な会計方針】 前事業年度 当事業年度 (自 平成21年1月1日 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) 至 平成21年12月31日) 1 有価証券の評価基準及び評価方法 1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 同左 (2) その他有価証券 (2) その他有価証券 時価のあるもの 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっており 同左 ます。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定しております。 時価のないもの 時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっておりま 同左 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 (1) デリバティブ (1) デリバティブ 時価法によっております。 同左 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額に 同左 ついては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に よっております。 (会計方針の変更) たな卸資産については、従来、移動平均法による低価 法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産 の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平 成18年7月5日公表分企業会計基準委員会)を適用 し、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価 額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方 法)により算定しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は 1,818百万円減少し、税引前当期純損失は1,818百万円

4 固定資産の減価償却の方法

増加しております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)は、定額法によっております。

(追加情報)有形固定資産の耐用年数の変更

当社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日法律第23号)を契機に、実態に即して有形固定資産の耐用年数を見直しました。

この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益は 10,850百万円減少し、税引前当期純損失は10,850百万 円増加しております。

- 4 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)定額法によっております。

#### (会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、主として定率法によっておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当事業年度より定額法へ変更しております。

この変更により、当事業年度の減価償却費は21,941 百万円減少し、営業利益が21,801百万円、経常利益が 21,937百万円及び税引前当期純利益が21,941百万円 増加しております。

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(2) 無形固定資産(リース資産を除く)	(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。	同左
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内にお	
ける利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用して	
おります。	
(3) リース資産	(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリー	同左
ス資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価	
額を零とする定額法によっております。	
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう	
ち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリー	
ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準	
じた会計処理によっております。	
5 繰延資産の処理方法	5 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しておりま	同左
<b>す。</b>	
6 引当金の計上基準	6 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については (************************************	同左
貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい	
ては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計	
上しております。	(2) 쓸드리쏘스
(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
従業員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額の	同左
うち当事業年度負担分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金	   (3) 役員賞与引当金
役員の次回の賞与支給に備えて、次回支給見込額のう	(3) 1文具見つい日本
ち当事業年度負担分を計上しております。	问在
(4) 定期修繕引当金	   (4)定期修繕引当金
設備の定期的な点検や整備に備えて、次回定期点検	同左
の見積り費用と、次回定期点検までの稼動期間を勘案	152
した金額を計上しております。	
(5) 退職給付引当金	   (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ	同左
る退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事	.,_
業年度末において発生していると認められる額を計上	
しております。	
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平	
均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額	
法により発生年度から償却しております。	
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の	
平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定	
額法により発生年度の翌事業年度から償却しておりま	
₫,	
	(会計方針の変更)
	当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部
	改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31
	日)を適用しております。
	この変更が当事業年度の損益に与える影響はありませ
	ん。また、本会計基準適用に伴い発生する退職給付債務の     **********************************
	差額はありません。

前事業年度 (自 平成21年1月1日	当事業年度 (自 平成22年1月1日
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)
(6) 特別修繕引当金	(6) 特別修繕引当金
設備の定期的な大規模修繕に備えて、次回修繕の見	同左
積り修繕金額と次回修繕までの稼動期間を勘案した金	
額を計上しております。	
(7) 債務保証損失引当金	(7) 債務保証損失引当金
子会社等に対する保証債務の履行による損失見込額	同左
相当額を計上しております。	
(8) 事業構造改善引当金	(8) 事業構造改善引当金
事業構造改善のための退職優遇制度の拡充、一部の	同左
事業整理及び関係会社整理等により、今後発生が見込	
まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上	
しております。	
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 消費税等の会計処理	(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
(2) 連結納税制度の適用	(2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。	同左

#### 【会計処理方法の変更】

【会計処理力法の変更】	
前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失への影響は軽微であります。 なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
	(工事契約に関する会計基準) 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約 に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月 27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当 事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約か ら、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が 認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率 の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事 完成基準を適用しております。この変更が当事業年度の損 益に与える影響はありません。

	†
【表示方法の変更】	
前事業年度 (自 平成21年1月1日	当事業年度 (自 平成22年1月1日
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)
(貸借対照表)	
1 前事業年度まで区分掲記していた「借地権」(当事	
業年度末13百万円)、「施設利用権」(当事業年度	
末161百万円) は金額的重要性により、当事業年度に	
おいては無形固定資産の「その他」に含めて表示し	
ております。	
2 前事業年度まで区分掲記していた「長期貸付金」	
(当事業年度末190百万円)、「従業員に対する長期	
貸付金」(当事業年度末3百万円)は金額的重要性	
により、当事業年度においては投資その他の資産の	
「その他」に含めて表示しております。	
(損益計算書)	(損益計算書)
1 前事業年度において、「前期末製品評価減戻入」	前事業年度において販売費及び一般管理費は、適当と認め
「前期末原材料等評価減戻入」「当期末製品評価	られる費目に分類し掲載しておりましたが、当事業年度よ
減」「当期末仕掛品評価減」「当期末原材料等評価	り損益計算書の一覧性を高めるため、「販売費及び一般管
減」として掲記していたものは、EDINETへの	理費」として一括して掲載する方法に変更しました。なお、
VPDL道》に伴い財教学主の比較可能性を向して	十亜か弗円乃バスの今節は「汁缸車頂」(掲送計算書間

# XBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上さ せるため、当事業年度より「たな卸資産評価損」と 一括して掲記しております。なお、当事業年度の「た な卸資産評価損」に含まれる「当期末製品評価減」 「当期末仕掛品評価減」「当期末原材料等評価減」 は、それぞれ1,613百万円、6,254百万円、673百万円で

2 前事業年度まで区分掲記していた「出荷諸掛」(当 事業年度8,809百万円)は、EDINETへのXBR L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるた め、当事業年度より「運送費及び保管費」に含めて 表示しております。

あります。

3 前事業年度において特別利益の「その他」として表 示していた「抱合せ株式消滅差益」は、特別利益の 総額の100分の10を超えたため区分掲記しておりま す。なお、前事業年度における「抱合せ株式消滅差 益」は、34百万円であります。

| 主要な費目及びその金額は「注記事項」(損益計算書関 係)に記載しております。

(142,058百万円)

2,823百万円

# 【注記事項】

(2)受取手形裏書譲渡高

( 貸借対照表関係 )				
前事業年度		当事業年度	,	
(平成21年12月31日)		(平成22年12月31日)		
1 関係会社に対する主な資産・負債		1 関係会社に対する主な資産・負債	·	
区分掲記をした以外で各科目に	含まれているもの	区分掲記をした以外で各科目に	含まれているもの	
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。		
資産の部:受取手形	1,167百万円	資産の部:受取手形	1,266百万円	
売掛金	47,848百万円	売掛金	47,037百万円	
短期貸付金	41,585百万円	短期貸付金	69,574百万円	
未収入金	16,218百万円	未収入金	16,425百万円	
負債の部:買掛金	53,438百万円	負債の部:買掛金	55,812百万円	
未払金	13,705百万円			
2 国庫補助金等による固定資産圧約	宿額	2 国庫補助金等による固定資産圧約	宿額	
国庫補助金等による圧縮記帳額	頁は58百万円であり、	国庫補助金等による圧縮記帳額	は556百万円であり、	
貸借対照表計上額はこの圧縮記帳	額を控除しておりま	貸借対照表計上額はこの圧縮記帳	額を控除しておりま	
<b>す</b> 。		す。		
なお、その内訳は建物22百万円、	機械及び装置33百万	なお、その内訳は建物148百万円、機械及び装置408百		
円、工具、器具及び備品2百万円で	あります。	万円であります。		
3 偶発債務は、次のとおりであります	<b>5</b> .	3 偶発債務は、次のとおりであります。		
(1)保証債務		(1)保証債務		
次の会社の金融機関等借入に対	して保証等を行って	次の会社の金融機関等借入に対	して保証等を行って	
おります。括弧内は保証予約等の	の金額で、内数であり	おります。括弧内は保証予約等の金額で、内数であり		
ます。		ます。		
100± . 125 H	48,330百万円		40,365百万円	
AGCキャピタル	(20,700百万円)	旭硝子ファインテクノ韓国	(40,365百万円)	
	43,712百万円	100± . 185 H	25,832百万円	
旭硝子ファインテクノ韓国	(43,712百万円)	AGCキャピタル	(25,832百万円)	
100-1-51-5-5	16,664百万円	AGCディスプレイグラス・	18,299百万円	
AGCエレクトロニクス	(16,664百万円)	オチャン	(18,299百万円)	
AGCディスプレイグラス・	14,400百万円		12,183百万円	
オチャン	(14,400百万円)	AGCエレクトロニクス	(12,183百万円)	
	14,080百万円	旭硝子特殊玻璃(蘇州)	11,788百万円	
AGCテクノグラス	(14,080百万円)	有限公司	(7,524百万円)	
	82,842百万円		62,430百万円	
その他26社及び従業員	(46,889百万円)	その他26社及び従業員	(37,853百万円)	
	220,030百万円		170,898百万円	
計	(156.446百万円)	計	(142.058百万円)	

(156,446百万円)

1,710百万円

(2)受取手形裏書譲渡高

# (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 石 平成24年42月24日		当事業年度 (自 平成22年1月	
至 平成21年12月31日 1 関係会社との主な取引は、次のと	-	至 平成22年12月3 1 関係会社との主な取引は、次の	
- 売上高	205,007百万円	- 売上高	262,711百万円
製品及び原材料仕入高	188,745百万円	製品及び原材料仕入高	204,581百万円
受取配当金	9,933百万円	受取配当金	9,664百万円
2 販売費及び一般管理費中の研究開	発費ほかの複合費	2 販売費に属する費用のおおよる	その割合は25% 一般管
には、次の引当金繰入額が含まれて	<b>゙</b> おります。	理費に属する費用のおおよその	割合は75%であります。
		主要な費目及び金額は次のとおり	<b>りであります</b> 。
賞与引当金繰入額	308百万円	運搬費及び保管費	27,001百万円
退職給付引当金繰入額	1,959百万円	給料及び手当	15,998百万円
特別修繕引当金繰入額	1,366百万円	賞与引当金繰入額	2,182百万円
		退職給付引当金繰入額	4,568百万円
		減価償却費	4,472百万円
		研究開発費	32,699百万円
3 一般管理費及び当期製造費用に含	まれている研究開	3 一般管理費及び当期製造費用に	こ含まれている研究開
発費は、下記の通りであります。		発費は、下記の通りであります。	
一般管理費	37,442百万円	一般管理費	32,699百万円
4 事業構造改革のための一部の事業	整理等に伴う損失	4	
を計上したものであります。			

#### 前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

#### 5 減損損失

当社は、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに 資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が 著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価 額を回収可能価額まで減額し、当事業年度において 当該減少額を特別損失として8,114百万円計上しております。

なお、このうち自動車ガラス製造設備2,422百万円、 化学品製造設備196百万円は事業構造改善費用

#### として表示しております。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
未利用土地	福岡県北九州 市他	土地	4,098
自動車ガラス 製造設備	北九州工場	建物、機械及び 装置等	2,422
電子部材製造 設備	京浜工場	機械及び装置、 建物等	1,396
化学品製造設 備	鹿島工場	機械及び装置 等	196

用途ごとの減損損失の内訳

自動車ガラス製造設備

2,422百万円

(内、建物1,934百万円、機械及び装置392百万円、構築物51百万円、その他45百万円)

電子部材製造設備

1,396百万円

(内、機械及び装置1,149百万円、建物218百万円、その他28百万円)

化学品製造設備

196百万円

(内、機械及び装置187百万円、その他9百万円) なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを、主として7%で割り引いて算定しております。

#### 当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

#### 5 減損損失

当社は、原則として事業用資産についてはビジネス・ユニット、遊休資産については個別物件ごとに 資産のグループ化を行っており、収益性や評価額が 著しく低下した以下の資産グループについて帳簿価 額を回収可能価額まで減額し、当事業年度において 当該減少額を特別損失として1,123百万円計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
その他設備	本社	建物、工具、器 具及び備品等	828
電子部材製造 設備	京浜工場	機械及び装置、 建物等	295

用途ごとの減損損失の内訳

その他設備

828百万円

(内、建物752百万円、工具、器具及び備品74百万円、構築物1百万円)

電子部材製造設備

295百万円

(内、機械及び装置145百万円、建物137百万円、工具、器具及び備品12百万円)

なお、回収可能価額は、事業用資産については主として使用価値、遊休資産については主として公示価格に基づく評価により測定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを、主として6%で割り引いて算定しております。

# (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式(注1,2)	19,048	143	72	19,120
合計	19,048	143	72	19,120

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加143千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
  - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少72千株は、単元未満株式の売渡しによる減少64千株及び、ストック・オプションの行使による減少8千株であります。

当事業年度(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式(注1,2)	19,120	689	86	19,722
合計	19,120	689	86	19,722

- 注 1 普通株式の自己株式の株式数の増加689千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
  - 2 普通株式の自己株式の株式数の減少86千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

#### (リース取引関係)

#### 前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

#### 1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります

# (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	1,257	904	353
その他	140	86	54
合計	1,398	991	407

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、 「支払利子込み法」により算定しております。

#### (2) 未経過リース料期末残高相当額等

1 年内	193百万円
1 年超	213百万円
合計	 407百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料

295百万円

減価償却費相当額

295百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。
- 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料

1 年内	250百万円
1 年超	2,195百万円
合計	

#### 当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

# (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	622	436	186
その他	83	63	19
合計	705	499	205

同左

#### (2) 未経過リース料期末残高相当額等

1 年内	124百万円
1 年超	81百万円
合計	205百万円

同左

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料185百万円減価償却費相当額185百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料

1 年内	250百万円
1 年超	1,944百万円
合計	2,195百万円

# (有価証券関係)

前事業年度(平成21年12月31日現在)

# 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	25,362	18,558	6,804
関連会社株式	1,241	6,148	4,906

# 当事業年度(平成22年12月31日現在)

## 子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	39,680	48,263	8,582
関連会社株式	1,241	8,987	7,745

# (注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)		
子会社株式	218,628		
関連会社株式	7,784		

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

	(祝刘未会計関係)					
前事業年歷 (平成21年12月		当事業年度 (平成22年12月31日)				
1 繰延税金資産及び繰延税金負債	-	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の				
内訳		内訳				
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)				
投資有価証券及び関係会	64,246百万円	投資有価証券及び関係会	50 000 <u>7</u> 50			
社株式評価損	64,246日万円	社株式評価損	58,023百万円			
退職給付引当金	39,689 "	退職給付引当金	39,310 "			
減価償却費損金算入 限	6.497 "	減価償却費損金算入 限	6,637 "			
度超過額	0,497 "	度超過額	0,037 "			
減損損失	5,731 "	減損損失	5,830 "			
その他	20,001 "	債務保証損失引当金	3,645 "			
繰延税金資産小計	136,164 "	その他	17,941 "			
評価性引当額	65,760 "	繰延税金資産小計	131,386 "			
繰延税金資産合計	70,404 "	評価性引当額	66,262 "			
(繰延税金負債)		繰延税金資産合計	65,123 "			
その他有価証券評価差額金	26,866 "	(繰延税金負債)				
退職給付信託設定益	15,220 "	その他有価証券評価差額金	23,859 "			
固定資産圧縮積立金	10,147 "	退職給付信託設定益	14,750 "			
その他	220 "	固定資産圧縮積立金	9,579 "			
繰延税金負債合計	52,453 "	その他	178 "			
繰延税金資産の純額	17,951 "	繰延税金負債合計	48,366 "			
_		繰延税金資産の純額	16,757 "			
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度においては、税引前当期純損失が計上されて						
いるため、記載しておりません。		法定実効税率 (調整)	40.4 %			
		受取配当等永久に益金に算入 されない項目	3.2 %			
		試験研究費特別控除	2.1 %			
		その他	0.0 %			
		税効果会計適用後の法人税等の負 担率	35.1 %			

## (1株当たり情報)

( · Marc J Hatt)				
前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		
1 株当たり純資産額	416.56円	1 株当たり純資産額	455.55円	
1 株当たり当期純損失金額	1 株当たり当期純損失金額 36.12円		62.96円	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金		潜在株式調整後		
額については、潜在株式は存在するものの1株当		1 株当たり当期純利益金額	58.38円	
たり当期純損失であるため記載してる	おりません。			

注 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()	42,174	73,495
(百万円)		
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益	42.174	73,495
又は当期純損失()(百万円)	12,	,
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,167,623	1,167,415
潜在株式調整後		
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	91,563
(うち、新株予約権付社債)(千株)	( - )	(90,090)
(うち、新株予約権方式による	( - )	(1,473)
ストック・オプション)(千株)	(-)	(1,473)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整	新株予約権方式によるストック・オ	新株予約権方式によるストック・オ
後1株当たり当期純利益金額の算定に含	プション (新株予約権の数1,794個)	プション (新株予約権の数1,332個)
めなかった潜在株式の概要		

# (重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年1月1日	(自 平成22年1月1日
至 平成21年12月31日)	至 平成22年12月31日)
	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、生産設備やたな卸資産の損傷等の被害が発生しております。 この地震の業績に与える影響額は、現時点では不明であります。

# 【附属明細表】

# 【有価証券明細表】

# 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	
		三菱地所㈱	22,714,072	34,207	
		三菱商事㈱	14,492,305	31,854	
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	34,559,470	15,171	
		トヨタ自動車㈱	3,500,000	11,270	
		本田技研工業㈱	3,400,000	10,931	
		キリンホールディングス(株)	7,998,539	9,110	
<b> </b>	スの仏士	スズキ(株)	2,970,000	5,940	
投資有価証 券	その他有  価証券	三菱瓦斯化学㈱	9,670,163	5,579	
		三菱重工業㈱	12,200,000	3,721	
		三菱倉庫㈱	3,315,168	3,587	
		三菱マテリアル(株)	5,031,900	1,303	
			㈱三菱総合研究所	630,000	1,176
		日本碍子(株)	867,486	1,149	
		大和ハウス工業㈱	1,084,168	1,081	
		明和産業㈱	3,849,100	927	
		(株)村上開明堂	739,000	920	
		その他(121銘柄)	44,780,523	10,381	
		計	171,801,894	148,313	

# 【債券】

投資有価証 その他有 券 価証券	銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	
		公社債(2銘柄)	57	57
計			57	57

# 【その他】

	その他有	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表 計上額 (百万円)
	価証券	譲渡性預金		68,000
		小計		68,000
		投資事業有限責任組合等への出資(3銘柄)		528
	その他有	信託の受益権(1銘柄)		482
	価証券	その他(2銘柄)		9
		小計		1,020
計				69,020

# 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	167,958	4,801	3,772 (889)	168,987	96,565	3,581	72,422
構築物	68,511	1,538	636 (1)	69,413	51,134	1,340	18,279
機械及び装置	558,688	36,262	21,107 (145)	573,843	427,878	23,547	145,965
車両運搬具	990	91	29	1,052	831	52	221
工具、器具及び備品	52,805	2,369	2,044 (86)	53,131	47,768	1,883	5,362
土地	32,184	25	9	32,200	-	-	32,200
リース資産	2,802	81	-	2,884	245	171	2,638
建設仮勘定	31,379	39,336	51,605	19,110	-	-	19,110
有形固定資産計	915,320	84,509	79,204 (1,123)	920,625	624,422	30,576	296,202
無形固定資産							
工業所有権	-	-	-	26,993	24,095	996	2,898
ソフトウエア	-	-	-	27,609	21,311	3,075	6,297
その他	-	-	-	1,956	1,630	92	325
無形固定資産計	-	-	-	56,559	47,037	4,164	9,522
長期前払費用	-	-	-	3,900	2,628	329	1,271

注 1 当期増加の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置:関西工場 液晶用ガラス基板製造設備更新

建設仮勘定 : 愛知工場 板ガラス製造設備更新

2 当期減少の主なものは次のとおりであります。 機械及び装置: 鹿島工場 化学品製造設備

3 無形固定資産および長期前払費用の金額は資産の総額の100分の1以下でありますので、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しました。

4 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

## 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7,009	501	5,135	544	1,831
賞与引当金	4,009	4,940	4,009		4,940
役員賞与引当金	103	110	103	-	110
定期修繕引当金	2,796	3,152	2,796	-	3,152
事業構造改善引当金	1,748	-	861	150	736
特別修繕引当金	7,084	1,509	3,002	1,058	4,532
債務保証損失引当金	4,680	6,179	-	1,838	9,021

- 注 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、見積り回収不能額の減少に伴う戻入によるものであります。
  - 2 事業構造改善引当金の「当期減少額(その他)」は、見積り費用の減少に伴う戻入によるものであります。
  - 3 特別修繕引当金の「当期減少額(その他)」は、修繕実施に伴う戻入によるものであります。
    - 4 債務保証損失引当金の「当期減少額(その他)」は、債務保証額減少等に伴う戻入によるものであります。

# (2)【主な資産及び負債の内容】

# 流動資産

# イ 現金及び預金

摘要	金額 (百万円)
現金	6
銀行預金	25,339
定期預金	20,000
普通預金	5,324
その他	14
計	25,345

# 口 受取手形

# (イ) 相手先別内訳

摘要	金額(百万円)
A G C グラスプロダクツ	1,266
ジャパンゴアテックス	357
槌屋	195
ソニーサプライチェーンソリューション	150
三洋メディアテック	114
その他	1,500
計	3,584

# (口) 期日別内訳

残高(百万円)	平成23年 1 月	2月	3月	4 月以降
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
3,584	1,283	1,352	499	449

# 八 売掛金

# (イ) 相手先別内訳

摘要	金額(百万円)
A G C ディスプレイグラス台湾	17,037
シャープ	10,156
A G C ファブリテック	7,014
旭硝子ファインテクノ韓国	5,275
トヨタ自動車	4,744
その他	73,855
計	118,084

# (口) 滞留状況

前期繰越高	当期売上高	当期回収高	当期末残高	回収率並び	に滞留状況
( A )	(B)	(C)	(D)	回収率(%)=(C)	滞留期間 (月) = (D)÷ (B)
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	回収率(%) = <del>(6)</del> (A)+(B)	滞留期間(月) = ( D ) ÷ <u>`                                 </u>
105,234	638,521	625,672	118,084	84.1	2.2

# 二 商品及び製品

摘要	金額(百万円)
製品	
ガラス製品	9,062
電子・ディスプレイ製品	1,686
化学製品	10,916
計	21,665

# ホ 仕掛品

摘要	金額(百万円)
ガラス仕掛品	5,172
電子・ディスプレイ仕掛品	15,496
化学仕掛品	6,291
計	26,959

# へ 原材料及び貯蔵品

摘要	金額(百万円)
原材料	
主要原材料	7,299
包装材料	154
燃料	688
小計	8,142
貯蔵品	11,443
計	19,586

# ト 短期貸付金

摘要	金額 (百万円)
A G C アメリカ	20,372
A G C ファイナンス	18,600
A G C シンガポール・サービス	18,050
A G C ヨーロッパ・サービス	12,500
その他	69
計	69,592

#### 固定資産

## イ 関係会社株式

摘要	金額 (百万円)
AGCガラス・ヨーロッパ	82,843
A G C アメリカ	36,400
韓国電気硝子	26,958
A G C テクノグラス	14,235
アサヒマス板硝子	10,619
その他	96,278
計	267,334

# 流動負債

# イ 買掛金

摘要	金額(百万円)
A G C ファイナンス	30,992
JX日鉱日石エネルギー	3,904
A G C ディスプレイグラス台湾	3,385
丸善石油化学	3,306
京葉モノマー	3,253
その他	50,329
計	95,171

#### 固定負債

イ 社債 124,998百万円

内訳は、1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

口 新株予約権付社債 100,000百万円

内訳は、1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

# 八 長期借入金

相手先	金額(百万円)	
シンジケートローン(注)	38,000	
三菱UFJ信託銀行	35,000	
明治安田生命保険	22,375	
その他	25,000	
合計	120,375	

(注)株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

(3)【その他】

該当事項はありません。

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで	
定時株主総会	3月中	
基準日	12月31日	
剰余金の配当の基準日	6月30日	
	12月31日	
1 単元の株式数	1,000株	
単元未満株式の買取り		
又は買増し		
取扱場所	(特別口座)	
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社   	
買取・買増手数料	無料	
	電子公告(公告掲載アドレス http://www.agc.com)	
公告掲載方法	ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることがで	
	きない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。	
株主に対する特典	該当事項はありません。	

- 注 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
  - 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
  - 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - 4. 単元未満株式の売渡しを請求する権利

# 第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】 該当事項はありません。

# 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第85期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年 3 月30日 関東財務局長に提出
(2)四半期報告書 及び確認書	(第86期 第1四半 期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	平成22年 5 月14日 関東財務局長に提出
	(第86期 第2四半 期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年 8 月13日 関東財務局長に提出
	(第86期 第3四半 期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出
(3)四半期報告書の 訂正報告書 及び確認書	平成21年8月13日提出の四半期報告書 (第 85期第2四半期)に係わる訂正報告書であ ります。		平成22年11月11日 関東財務局長に提出
	85期第3四半期)	日提出の四半期報告書 (第 )に係わる訂正報告書であ	平成22年11月11日 関東財務局長に提出
		日提出の四半期報告書 (第) に係わる訂正報告書であ	平成22年11月11日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	温時報告書 金融商品取引法第24条の5第4項並びに 業内容等の開示に関する内閣府令第19条 2項第3号の規定に基づくものでありま		平成22年4月1日 関東財務局長に提出
	金融商品取引法第 内容等の開示に関	第24条の5第4項及び企業 関する内閣府令第19条第2 見定に基づくものでありま	平成22年6月9日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書の 訂正報告書	平成22年6月9日 る訂正報告書であ	日提出の臨時報告書に係わ 5ります。	平成22年7月1日 関東財務局長に提出
(6)有価証券届出書 (新株予約権証券) 及びその添付書類			平成22年6月9日 関東財務局長に提出
(7) 有価証券届出書の 訂正届出書			平成22年6月17日 関東財務局長に提出 平成22年7月1日 関東財務局長に提出 平成22年8月13日

関東財務局長に提出

平成22年9月1日 関東財務局長に提出

# (8)訂正発行登録書

平成22年3月30日 関東財務局長に提出

平成22年4月1日 関東財務局長に提出

平成22年5月14日 関東財務局長に提出

平成22年6月9日 関東財務局長に提出

平成22年7月1日 関東財務局長に提出

平成22年8月13日 関東財務局長に提出

平成22年11月12日 関東財務局長に提出

平成22年11月12日 関東財務局長に提出

平成22年11月12日 関東財務局長に提出

平成22年11月12日 関東財務局長に提出

(9)内部統制報告書 及びその添付書類 平成22年3月30日 関東財務局長に提出 第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年3月30日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 輝夫 業務執行社員

指定社員 公認会計士 平野 巌 業務執行社員

指定社員 公認会計士 乗松 敏隆 業務執行社員

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 旭硝子株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行っ た。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明す ることにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

#### < 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、旭硝子株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、旭硝子株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2. 連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

## 旭硝子株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 輝夫

業務執行社員

指定有限責任社員

平野 公認会計士

業務執行社員

巌

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 乗松 敏隆

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 旭硝子株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行っ た。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明す ることにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法 人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として 行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連 結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと 判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株 式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

- 1.連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、国内における 有形固定資産の減価償却の方法を主として定率法から、主として定額法へ変更している。
- 2.重要な後発事象に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、会社及び国内関係会社の生産設備やた な卸資産の損傷等の被害が発生している旨が記載されている。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、旭硝子株式会社の平成22年12月31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成す る責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、 財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監 査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの 合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評 価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んで いる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、旭硝子株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統 制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係 る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1,上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2.連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月30日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 輝夫 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 平野 巌

指定社員 公認会計士 乗松 敏隆 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 旭硝子株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法 人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

旭硝子株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 輝夫 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平野 巌 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 乗松 敏隆 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 旭硝子株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法 人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭硝子株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- 1.重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、有形固定資産の減価償却の方法を主として定率 法から、定額法へ変更している。
- 2.重要な後発事象に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、会社の生産設備やたな卸資産の損傷等の被害が発生している旨が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。